

鳥取藩領因幡国岩井郡大庄屋中島家「御用日記」翻刻 その一

大嶋陽¹・四井幸子²・芝田尚子²

A reprinting of "Official diary of Great Village Headmen in Tottori province" vol.1

Yoichi OSHIMA¹, Sachiko YOTSU² and Naoko SHIBATA²

はじめに

本稿は、鳥取藩三十二万石において大庄屋・宗旨庄屋といった郡役人を勤めた中島家が、近世初期から後期にかけて作成した「御用日記」一三三冊のうち、①寛文二〜八年（一六六二〜八）一冊、②寛文九〜延宝九年（一六六九〜八一）一冊、③宝永八年（一七一一）一冊の計三冊を翻刻するものである。今回紹介する鳥取藩の大庄屋や宗旨庄屋については、鳥取藩研究の基礎文献である『鳥取藩史』のほか、各自治体史において基本的な研究が行われている。全体的には、郡役人の多岐にわたる職務や藩との関係、さらに日常的に行われていた郡行政の実態など、まだまだ未解明の部分を残している⁽¹⁾。本稿で紹介・翻刻する「御用日記」は、のちに述べるように、一六〇年にわたって記された岩井郡の郡役人の御用の記録である。これまで鳥取藩の在方研究において、まとまった量の郡役人の日記が翻刻・紹介されることはほとんどなかった⁽²⁾。今回、「御用日記」を翻刻・紹介することで、鳥取藩の在方、郡役人研究に多少なりとも資することができれば幸いである。

一、中島家について

中島家は、旧因幡国岩井郡浜大谷村（現・鳥取県岩美町大谷）に居住した農民である⁽³⁾。二代目正氏が、寛永十四年（一六三七、一説には寛永十年とも）

に岩井郡の大庄屋に任じられて以降（家系図は図1）、文政六年（一八二二）の八代正綱まで、大庄屋や宗旨庄屋といった郡役人として岩井郡の郡行政を担った（表1）。享保十八年（一七三三）に苗字、寛保元年（一七四一）に帯刀が許されている。中島家の田畑の所持高は、明治六年（一八七三）段階で四反九畝六歩半と村内でも少なかった⁽⁴⁾。

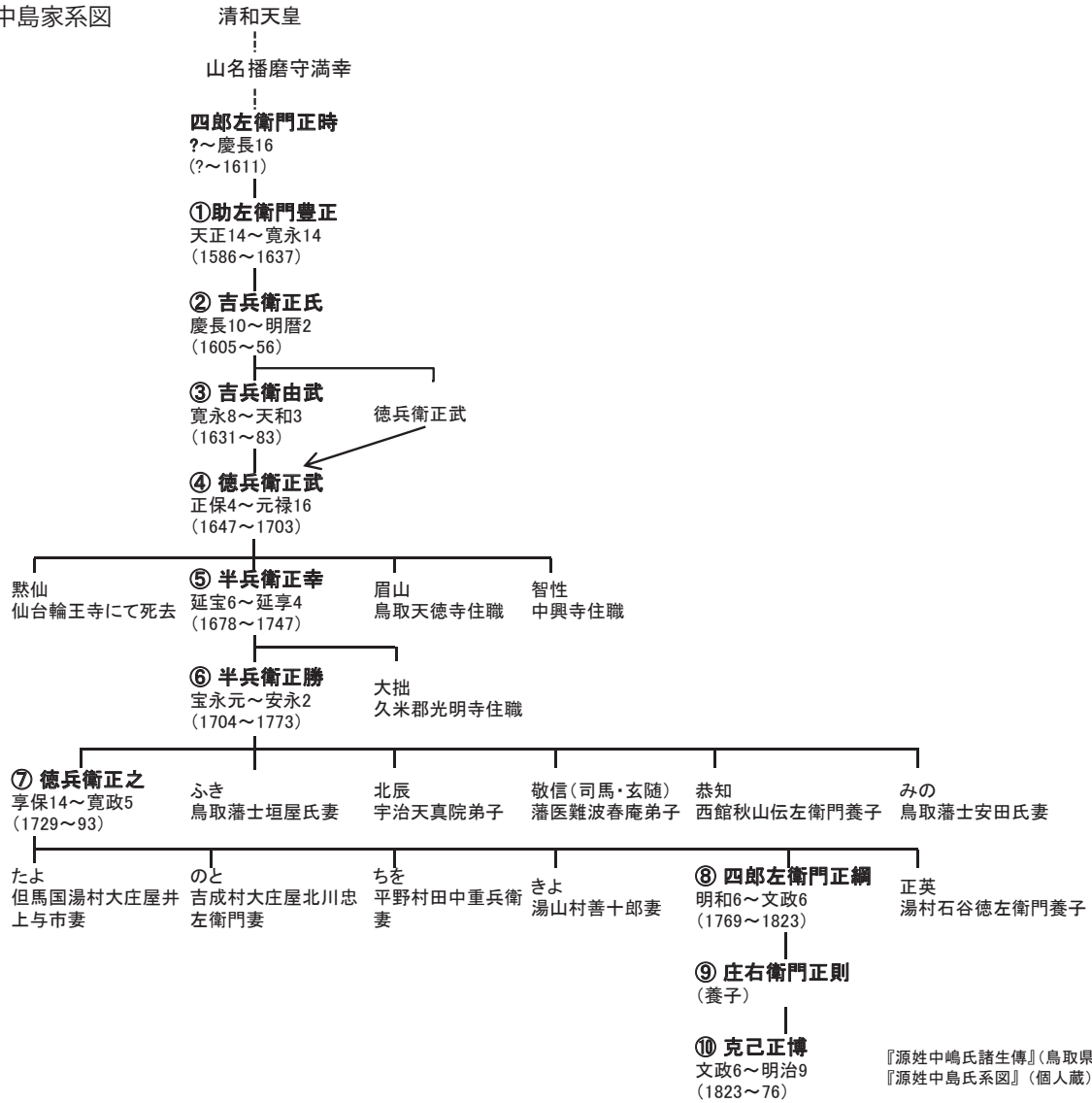
中島家が居住した浜大谷村は、但馬国との国境に程近い海岸部に位置し（図2）、安政五年（一八五八）段階で生高一三四二石余、竈数一六四戸という藩内でも比較的大規模な村であった。また、幕末には岩井郡の郡役所が置かれ、隣村の岩本村には藩の米蔵や海軍行政の拠点である船役所（のち牧谷村へ移転）が設置されるなど、地域行政の中心的な場所であった。村の北側は日本海に面し、鯛の地曳き網が盛んに行われ、西側には駟馳山と呼ばれる山地があった。南側は「大谷沢」という潟湖があったが、正徳元年（一七一）より新田開発が始まり、文化年間には耕地化されたという（『鳥取県の地名』平凡社、一九九二）。この大谷沢の開墾事業は、鳥取藩土和田得中が行ったものとして有名であるが、中島家は和田のもとで主導的な役割を果たしていた。

¹ 鳥取県立博物館 〒680-0011 鳥取市東町2-124
Tottori Prefectural Museum, Higashi-machi 2-124, Tottori, 680-0011 Japan
E-mail: ooshimay@pref.tottori.jp

² 鳥取県立博物館古文書解説ボランティア

[受領 Received 10 December 2011 / 受理 Accepted 16 February 2012]

図 1. 中島家系図



『源姓中嶋氏諸生傳』(鳥取県立博物館蔵)、
『源姓中嶋氏系図』(個人蔵)より作成。

表 1. 中島家歴代郡役人

当主名	大庄屋	宗旨庄屋
2代 吉兵衛正氏	寛永14~正保年間 (1637~1640年代)	
3代 吉兵衛由武	寛文2~天和3 (1662~1683)	
5代 半兵衛正幸	正徳元~元文元 (1711~1736)	宝永元~正徳元 (1704~1711)
6代 半兵衛正勝	元文元~宝暦10 (1736~1760)	
7代 徳兵衛正之		天明2~寛政4 (1782~1792)
8代 四郎左衛門正綱	文政3~文政6 (1820~1823)	寛政8~文政3 (1796~1820)
10代 克己正博	中庄屋を明治元年、戸長を明治3~7 (1870~1874)	

『源姓中嶋氏諸生傳』(鳥取県立博物館蔵)より作成。

表 2. 中島家の親族関係

親族関係	親族名	親族名
武士関係	正時	長女：桐山城主垣屋氏家臣矢森氏婦人
	二代正氏	妻かち：鹿野城主亀井氏家臣原田助四郎の娘
	三代由武の子	次男喜兵衛：家老荒尾氏家臣(米子荒尾分家) 四男喜平次：家老鶴殿氏家臣
	五代正勝の子	長女ふき：鳥取藩士垣屋氏妻 四女みの：鳥取藩士安田数馬妻 次男北辰：山城国宇治医師天真院弟子 四男司馬：鳥取藩医難波春庵弟子 恭知：鳥取藩分家西館家臣秋山田左衛門養子
	正則の子	長女とえ：西館家臣岸田重助妻
郡役人関係	但馬国湯村 (兵庫県新温泉町) 大庄屋井上与市家	三代由武長女かな、 七代正之次女たよが嫁ぐ
	但馬国七釜村 (兵庫県新温泉町) 大庄屋丸毛理左衛門家	三代由武次女かちが嫁ぐ
	邑美郡吉成村 (鳥取市) 大庄屋北川忠左衛門家	七代正之三女のとが嫁ぐ
	岩井郡平野村 (岩美町) 宗旨庄屋田中重兵衛家	七代正之四女ちをが嫁ぐ

『源姓中嶋氏諸生傳』(鳥取県立博物館蔵)より作成。

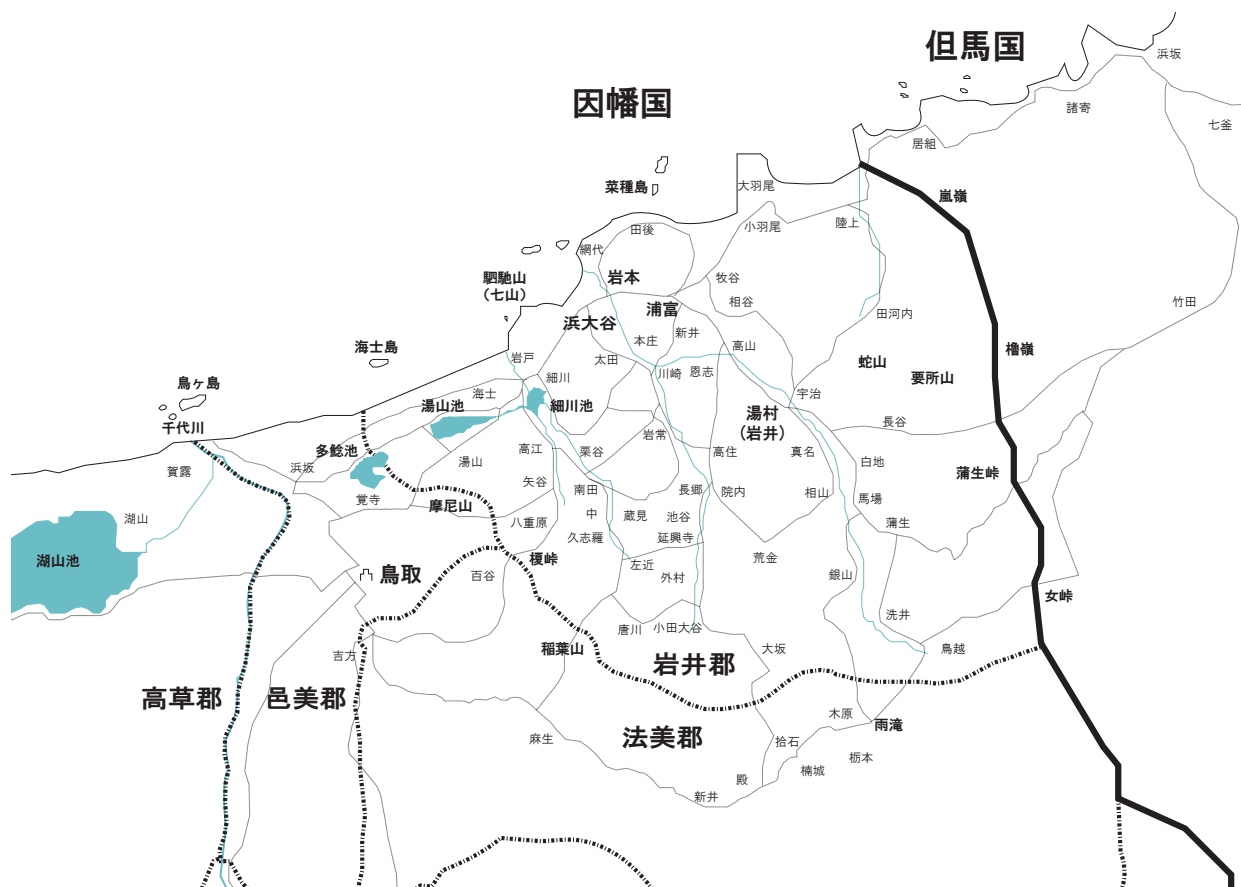


図2. 浜大谷村周辺図

さて、このような中島家は、元武士の家系で、祖先は室町時代の名家で山陰地方など十一ヶ国の守護職を持ち、「六分一衆」と呼ばれた山名氏に遡るといふ。延享四年（一七四七）成立で、中島家の代々の事跡を書き継いだ『源姓中嶋氏諸生傳』（中島家文書、以下『諸生傳』）によると、同家の祖先は明德二年（一三九一）に室町幕府に反旗を翻し敗退した（いわゆる明徳の乱）、伯耆・隠岐守護山名満幸とする。その子幸康が気多郡鹿野（鳥取市鹿野町）の鷲峯山の麓で隠遁生活を送ったのち、戦国期に岩井郡陸上（岩美町陸上）に移り、因幡守護山名氏に付属。四郎左衛門正時の時に苗字を「山名」から「中島」と改姓したといふ。しかし、天正九年（一五八一）に起こった羽柴（豊臣）秀吉の鳥取城攻めのため浪人となり、慶長年中（一五九六～一六一五）に正時の三男豊正が陸上村から浜大谷村に移住。豊正が浜大谷中島家の初代であり、その長男で二代正氏の時に帰農した。中島家は、帰農後の自家の身分を「郷土百姓」と認識していた⁽⁵⁾。

こうした「郷土」意識は、親族関係にも強く現れており、鳥取藩士ら武士身分との婚姻などが多く行われていた。さらに、武家以外にも近隣地域の庄屋ら郡役人等との姻戚関係も多く見られる（表2参照）。

二、鳥取藩と中島家

中島家は、江戸時代の地方行政の記録を多く有していたことで有名であった。例えば、榎柴竹造撰『岩美郡史』（岩美郡役所、一九二二年）には、「数代公職ニ奉セラルヲ以テ、藩政当時ノ記録ヲ多ク蔵セリ、故ニ藩ヨリ之ヲ借りテ旧例ヲ参考セシト云」と、藩政時代の村落行政に関する記録を多数所有していること、その記録は鳥取藩が先例調査に利用していたことが記されている。また、『因幡人事興信録』（因幡人事興信録編纂所、一九二三年）という、因幡地方の紳士録は、「氏は同地方（岩美郡）に於ける旧家にて、地方の旧記を蔵せり」と、中島家の特色として「地方の旧記」を蔵することを挙げていいる。

『岩美郡史』が指摘するような鳥取藩と中島家の関係は、先に紹介した『諸正傳（上）』に記録されている。

【史料1】

一元文四年己未七月廿三日、相模守様於江戸御逝去被為遊二付、獵師聞掛三

日、其外惣シテ殺生停止ニ被仰出候、七月廿七日、半兵衛ニ浅田舎人殿ヨリ、先年清源寺様御逝去節獵留三日被仰付、獵師ノ義ハ、家業之義故、其節扶持方被遣候様ニ伝承候、先年左様之義有之候哉、古日記共相考、親得進へモトクト相尋申越候様ニ被仰付、古日記相考候へ共、扶持方被遣候ト申事無之、三日獵留ハ被仰付候段、前川重太夫殿迄御断仕候、相模守様御逝去ニ付、八月朔日ヨリ聞掛三日ノ内、獵師獵留、在々諸事穩便、普請モ指止候ニ被仰付候、其後御尊骸江戸ヨリ御歸被為遊節、見物ニ罷出候義、御停止ニ被仰付候、(後略)

史料1は、元文四年(一七三九)三代藩主池田吉泰の死去に際して命令された殺生停止措置に関するものである。

これによると、鳥取藩の御船手浅田舎人が、藩主死去に伴う三日間の殺生停止措置に際して、獵師たちに補償として扶持方を遣わすべきか否か、当時大庄屋を勤めていた中島正勝に対し、先代池田綱清の例を中島家の「古日記」や父正幸に尋ねるなどして調べよう命じた。正勝は、その指示に対し、「古日記」を調べ、扶持方を遣わした事実はないこと、三日間の殺生停止措置は前回も行われていたことを、浦富番所詰(岩井郡町浦富村)の鳥取藩士前川十太夫に伝えた。

このほか、延享二年(一七四五)九月、遊行上人一向が但馬から因幡へやってくる際の出迎え御用の事例では、御船手の浅田舎人が中島正勝に、「遊行上人但州何方ヨリ御廻り昼泊ノ書付、十五年已前ノ昼泊夫々御人数何角書写指越候様被仰越」と、十五年前の一向の昼休みと宿泊の先例を取り調べるように命じている(『諸正傳(上)』)。

それでは、なぜ鳥取藩は中島家に先例調査を命じたのであろうか。この点に関しては、万延元年(一八六〇)逼迫する自家の身分保障を求め、藩へ提出した「袖控」(中島家文書)が参考となる。

【史料2】

(前略) 御国替より以来、在中江被仰出候程之義ハ、悉ク日記ニ付留メ所持仕居申上候、然ル処、享保五年四月朔日、吉方土手外石黒三太兵衛様居宅より出火、乍恐御城御山内・御両殿様・諸御役場・御家中・町内悉ク御焼失仕、其後御国目付様方、又者御巡見、遊行上人御越之節御取扱方御先

例相分り兼候趣ヲ以、私所持之日記・帳面類差出候様被仰付(後略)

これによると、享保五年(一七二〇)鳥取城と城下町を焼き尽くした石黒火事の影響であったことが知られる。城や「諸役場」など公文書を保管する役所が焼失したことにより、「御国目付」「御巡見」「遊行上人」の取り扱ひ方など業務上必要な先例調査に支障をきたしてしまつたため、藩が中島家の所持する「日記・帳面類」に注目し、先例を照会したのだという。ここでの「日記」とは「御国替」え、すなわち寛永九年(一六三二)池田光仲の岡山藩から鳥取藩への転封以来「付留メ」続けたものとしている。

次に、中島家と藩との関係性を検討する上で重要な幕府巡見使一件を見ていきたい。

【史料3】(『諸正傳(上)』)

一延享三年丙寅、御給所御巡見衆御巡被成ニ付、正月廿四日、因伯大庄屋不残御用場ニ被召出被仰渡候ハ、当春御巡見衆御廻被成ニ付、先年御巡見衆御廻候節、取作廻致候役人、又ハ取作廻ノ帳面共有之候ハ、指出候様トノ儀ニ候、然共三十年計モ已前ノ儀故、其節大庄屋役致候者ハ無之、帳面等モ無之旨、何レモ被申上候、中嶋半兵衛ニ被仰聞候ハ、親得進息災ニ居申様子モ可存候、委ク相尋、帳面共有之候ハ、其様子申上候様ニト被仰付ニ付、罷歸得進ニ相尋、古帳点検致候処、度々御巡見ノ事、御上ヨリ被仰出御条目迄、委細書留有之故、不残書記、二月五日指上候、半兵衛書上候通ニ、御両国ニ御触被遊候、御郡奉行山田兵太郎殿ヨリ、先年御巡見ノ古帳半兵衛手前ニ有之間、急ニ因州大庄屋寄合致、諸事間違無之様ニ申合候ヘト、高草郡大庄屋小谷所七郎ニ被仰付候由、依之小谷所七郎ヨリ、仲間中廻文相廻シ候間、二月廿七日邑美郡大庄屋須崎新兵衛宅ニ、古帳共持参呉候様ニト、半兵衛ニ申越候故、半兵衛古帳持参罷出候、大庄屋中何レモ存寄帳面調被出候、引合相談候所、岩井郡之分宜敷相見へ候間、中嶋半兵衛・原田平兵衛兩人御役所ニ罷出、諸事御窺相極メ候様ニト、仲間申二付、兩人罷出、御宿割帳・行列帳・厘付高物成帳・道法帳迄相添指出、野崎喜兵衛殿委細御見聞被成、何レノ御郡ヨリモ指出候書付モ有之候ヘトモ、岩井郡帳面ノ仕方、殊ノ外委ク宜候間、因伯一州ニ此通りニ取揃候様ニ、捻仲間中此帳面相廻シ候ヘト、兩人ニ被仰付候故、因伯大庄屋中ニ相廻シ

候、委ク日記二見へタリ、御巡見ノ義、御上ニモ御大事ニ被遊ニ付、因州大庄屋度々寄合、諸事御用向申合候（後略）

史料3は、延享三年（一七四六）三月、九代將軍徳川家重の代替り巡見使来藩に関するものである。

正月二十四日、鳥取藩領である因幡・伯耆両国の全大庄屋が鳥取城下の在御用場と呼ばれ、先年の巡見使（享保二年へ一七一七）の八代將軍徳川吉宗代替り巡見使の記録を出すように命じられた。しかし、前回の巡見使は「三十年計モ以前ノ儀」なので、現在の大庄屋のなかでその時に大庄屋役であった者はなく、さらに先例を記した帳面等を所持する者もなかった。そこで、藩は先年の巡見使来藩時に大庄屋であった中島正勝を父に持つ、中島正勝（岩井郡大庄屋）に記録の調査御用を命じた。帰宅後、正勝は先年の巡見使について父正幸に尋ね、また「古帳」を点検したところ、これまでの巡見使のこゝとについてくわしく記した「書留」があったため、それを残らず書き写し、二月五日に調査結果を藩へ提出した。

のち、郡奉行山田兵太郎が高草郡大庄屋の小谷所七郎に、先年の「御巡見ノ古帳」が正勝の手前にあるので、急ぎ因幡中の大庄屋が寄合し、諸事に間違いがないよう申し合わせるよう命じた。これにより、二月二十七日、邑美郡大庄屋の須崎新兵衛宅に大庄屋が集まり、それぞれ帳面を引き合わせ相談したところ、正勝が大庄屋を勤める岩井郡のものが一番よくできていた。そこで、岩井郡の大庄屋である正勝と原田平兵衛の両人が鳥取の役所に出向き、諸事を決めるよう仲間中で申し合わせた。その後、両人が鳥取へ参り、「御宿割帳・行列帳・厘付高物成帳・道法帳」を添えて在御用場へ提出した。その時、在吟味役野崎喜兵衛が帳面を見て、このたび提出されたどの書付よりも岩井郡の帳面が「殊ノ外委ク宜」しいので、「因伯一州ニ此通りニ取揃」えるように命じられた。そこで、藩内の大庄屋仲間中に岩井郡の帳面を参考にするよう回覧させた。

この巡見使一件から中島家は藩内の大庄屋のなかでも古参の家であったこと、さらに中島家所有の記録類は他の大庄屋が所持する記録よりも質の高い郡行政情報を有し、先例照会のため活用されていたこと、なおかつその質は在方役人が太鼓判を押すほどのものであったということが読み取れる。

さて、この一件については、中島家文書の中に中島正勝がまとめた「御巡

見御用日記」が現存している。この帳面により、延享の巡見使一件の準備や藩とのやりとりといった御用の内実を知ることが可能である。また、この帳面は重要な書類と考えられていたようで、表紙および裏表紙、小口など全体に防虫、防黴のため柿渋が塗布されており、重要書類として永きにわたり保存しようとしていたことがうかがえる。また、正勝が参照した前回の巡見使に関する「古帳」の原本は、「御領ノ御巡見様諸式目録（控）」（享保元年）として現存しており、正勝による情報の取捨選択の様子を検討することも可能である。このほか、中島家文書には「年々御巡見覚」として、宝永七年（一七二〇）の六代將軍徳川家宣の代替り巡見使に関するもの、また享保以降の巡見使関係史料も現存しており、数十年に一度の巡見使に対して粗相なく対応するため、巡見使関係の先例が中島家に蓄積されていたことがわかる。

以上のように、中島家は郡行政に関する記録を多数所有し、それをもとに藩の先例照会に依っていたのであった。こうした記録をめぐる鳥取藩と中島家の関係は、例えば自家の身分保障や家存続に関わる事柄を藩に歎願するような場合において（例えば史料2など）、郡役人を長年勤めたこととともに、藩へ「日記・帳面類」を提供してきたという由緒が重要な論拠として主張されていた。つまり、中島家が所有する行政記録は、郡・村落行政など公の場面で作成・活用される「公文書」である一方、「私」の家の由緒を証明する物証としても認識されていたのである。しかし、こうした意識は当初から存在していたのではなく、中島家自身が所有する記録の量や質の高さを自覚した時、つまり先に見た十八世紀半ばの藩の先例照会、とくに巡見使一件が契機となり、子々孫々引き継いでいくべき「家産」として再認識するようになったのではと考えている。

なお、中島家が職務上作成した記録類をすべて「私」のものと考えていたのではない。文政六年（一八二三）九月、中島四郎兵衛正綱が大庄屋役を退任した際、「正綱跡役付送り物覚帳」と題する大庄屋文書の引継ぎ帳面を作成している。すくなくとも近世後期には、公務で作成した「公文書」のうち、引き継ぐべきものと家に残しておくものとの区別は、ある程度行われていたことがわかる。

三、「御用日記」について

中島家文書は総点数が三五〇〇点余り、そのうち一五〇〇点が近世のもの、

表3. 「御用日記」一覧

資料名	年代	形態	数量	資料名	年代	形態	数量
1 萬事覚帳	寛文二年～八年	竖帳	1	68 日記	延享五年正月	竖帳	1
2 萬事覚帳	寛文九(～延宝九)	竖帳	1	69 日記	寛延二年正月	竖帳	1
3 宝永八年日記	宝永八年	竖帳	1	70 日記	寛延三～四年	竖帳	1
4 萬日記	正徳元年九月より正徳二年正月	竖帳	1	71 御用日記	宝暦四年正月	竖帳	1
5 日記	正徳二年三月より八月	竖帳	1	72 御用日記	宝暦四年二月五日	竖帳	1
6 日記	正徳二年八月より三年二月	竖帳	1	73 御用日記	宝暦五年正月	竖帳	1
7 日記	正徳三年三月	竖帳	1	74 御用萬日記	宝暦五年九月	竖帳	1
8 日記	正徳四年正月	竖帳	1	75 御用萬日記	宝暦六年正月	竖帳	1
9 [日記]	正徳四年～享保元年	竖帳	1	76 御用日記	宝暦六年正月	竖帳	1
10 日記	正徳五年正月	竖帳	1	77 [御用日記]	宝暦六年	竖帳	1
11 日記	正徳五年七月	竖帳	1	78 御用萬日記	宝暦七年正月	竖帳	1
12 御用日記	享保元年	竖帳	1	79 御用日記	宝暦七年八月	竖帳	1
13 萬日記	享保二年正月	竖帳	1	80 日記	宝暦八年正月～八月	竖帳	1
14 日記	享保三年正月	竖帳	1	81 日記	宝暦八年八月	竖帳	1
15 日記	享保四年正月	竖帳	1	82 [御用日記]	宝暦九年	竖帳	1
16 日記	享保五年正月	竖帳	1	83 日記	宝暦九年七月～十二月	竖帳	1
17 日記	享保五年	竖帳	1	84 日記	宝暦十年正月	竖帳	1
18 日記	享保六年正月	竖帳	1	85 [日記]	宝暦十年	竖帳	1
19 日記	享保七年寅十月	竖帳	1	86 御用日記	宝暦十歳十一年八月吉日	竖帳	1
20 日記	享保八年卯正月吉日	竖帳	1	87 日記	宝暦十二年五月吉日	竖帳	1
21 日記	享保九年辰正月	竖帳	1	88 日記	宝暦十三年	竖帳	1
22 日記	享保九年辰六月	竖帳	1	89 御用日記	宝暦十四年正月	竖帳	1
23 日記	享保九年	竖帳	1	90 日記	天明六年～天明元年	竖帳	1
24 日記	享保十年正月吉日	竖帳	1	91 [日記]	天明二年	竖帳	1
25 日記	享保十年ノ七月	竖帳	1	92 日記	天明二年八月～十二月	竖帳	1
26 日記	享保十一年午正月	竖帳	1	93 御用日記	天明三年正月吉日	竖帳	1
27 日記	享保十二年未正月	竖帳	1	94 日記	天明四年正月～十二月	竖帳	1
28 日記	享保十二年十月	竖帳	1	95 御用日記	天明五歳正月吉日	竖帳	1
29 日記	享保十三年申戌正月吉日	竖帳	1	96 御用日記	天明六年正月吉日	竖帳	1
30 万日記	享保十四年	竖帳	1	97 御用日記	天明七年正月吉日	竖帳	1
31 日記	享保十五年正月	竖帳	1	98 御用日記	天明八年正月吉日	竖帳	1
32 日記	享保十六年亥八月	竖帳	1	99 御用日記	天明九改寛政元年五月	竖帳	1
33 日記	享保十六年亥正月吉日	竖帳	1	100 御用日記	寛政二年正月	竖帳	1
34 日記	享保十七年正月	竖帳	1	101 日記	寛政三・四・五年	竖帳	1
35 日記	享保十八年三月	竖帳	1	102 日記	寛政五年六年	竖帳	1
36 日記	享保十九年	竖帳	1	103 御用日記	寛政九年	竖帳	1
37 日記	享保二十年卯正月	竖帳	1	104 日記	寛政十年十一年	竖帳	1
38 [日記]	享保二十年九月	竖帳	1	105 諸事御用日記	寛政十一年	竖帳	1
39 日記	享保二十一年	竖帳	1	106 御用万日記	寛政申ノ十二年正月	竖帳	1
40 日記	元文二年正月	竖帳	1	107 御用万日記	寛政拾三酉年	竖帳	1
41 日記	元文三年午正月	竖帳	1	108 日記	享和二年	竖帳	1
42 日記	元文三年八月	竖帳	1	109 御用日記覚	享和三年正月	竖帳	1
43 御用日記	元文四年未正月	竖帳	1	110 御用日記覚帳	享和四年	竖帳	1
44 日記	元文四年未八月	竖帳	1	111 御用日記覚帳	文化弐年	竖帳	1
45 御用万日記	元文五年申正月	竖帳	1	112 御用日記帳	文化三年正月	竖帳	1
46 御用日記	元文五年八月吉日	竖帳	1	113 御用万日記	文化四年	竖帳	1
47 日記	元文六年正月	竖帳	1	114 御用万日記	文化五年	竖帳	1
48 御用万日記	寛保元年正月	竖帳	1	115 御用万日記	文化六年正月	竖帳	1
49 [日記]	寛保元年	竖帳	1	116 [御用万日記]	文化六年	竖帳	1
50 御用日記	正月(寛保二年か)	竖帳	1	117 御用万覚日記	文化七年正月	竖帳	1
51 日記	寛保二年二月～七月	竖帳	1	118 御用覚日記	文化八年正月	竖帳	1
52 日記	寛保二年八月～	竖帳	1	119 御用覚日記	文化九年正月	竖帳	1
53 御用日記	寛保二年八月	竖帳	1	120 日記	文化十年	竖帳	1
54 御用日記	寛保三年か	竖帳	1	121 御用覚日記	文化十二年正月	竖帳	1
55 日記	寛保三年正月～六月	竖帳	1	122 [御用覚日記]	文化十二年	竖帳	1
56 日記	寛保三年八月	竖帳	1	123 日記	文化十三年	竖帳	1
57 御用万日記	延享元年甲子正月	竖帳	1	124 御用覚日記	文化十四年正月	竖帳	1
58 御用日記	延享元年八月	竖帳	1	125 御用覚日記	文化十五年五月	竖帳	1
59 御用萬日記	延享元年十月	竖帳	1	126 御用日記	文政二年正月	竖帳	1
60 日記	延享二年	竖帳	1	127 御用覚日記	文政三年	竖帳	1
61 御用日記	延享二年六月	竖帳	1	128 御用覚日記	文政四年	竖帳	1
62 御用日記	延享二年十一月	竖帳	1	129 御用覚日記	文政五年	竖帳	1
63 御用萬日記	延享三年正月	竖帳	1	130 万日記覚帳	文政九年	竖帳	1
64 御用日記	延享三年	竖帳	1	131 御用日記	慶応二年十二月三日	竖帳	1
65 御用日記	延享三年八月	竖帳	1	132 御用日記	明治二年四月	竖帳	1
66 御用日記帳	延享三年十一月	竖帳	1	133 [御用日記]	(不明分)	竖帳	1
67 御用日記	延享四年	竖帳	1				

一五〇〇点が近代以降、五〇〇点が蔵書である。同文書群全体については、近々目録を刊行する予定である。また、蔵書については、原豊二氏の成果および拙稿をご参照いただきたい。⁶⁰⁾

中島家文書の近世文書一五〇〇点は、近世前期から幕末まで幅広く残存しており、地域社会の実態を明らかにすることができる資料であるが、そのなかでも郡役人勤務中の業務日誌で、今回翻刻した「御用日記」が最も注目すべき資料である。

この「御用日記」は、寛文二年(一六六二)から文政六年(一八二三)まで(欠年あり)、さらに幕末にかけて二三三冊現存している(表3)。各史料には「日記」「御日記」「御用日記」等といった名称が付けられているが、統一呼称として「御用日記」を用いた。「御用日記」をすべて一度に解読することは不可能であることから、今回は最初の三冊にあたる、①寛文二〜八年(一六六二〜八)一冊、②寛文九〜延宝九年(一六六九〜八一)一冊、③宝永八年(一七一)一冊を翻刻した。①②は三代由武の大庄屋勤仕中のもの、③は五代正幸の大庄屋勤仕中のものである。

先に見たとおり、中島家には「旧記」や「古帳」、「日記」と呼ばれる多数の在方行政の記録があり、鳥取藩はそれらを先例調査のため利用していた。その「旧記」「古帳」「日記」などとされた行政記録の中核が「御用日記」であったと考えられる。中島家は、近代以降、生活の場を東京に移すが、この「御用日記」は他の史料と異なり、東京に運ばれた。中島家自身がその重要性を認識し、近年に至るまで、「家産」として大切に保存されていた。

これら「御用日記」を記述した人物は、中島家歴代のうち、三代由武、五代正幸、六代正勝、七代正幸、八代正綱、十代正博の六代に渡っている(図1、表1)。四代正武および九代正則については、郡役人に就いていないため、残存していない。なお、四代正武が郡役人に就くことがなかったのは、兄である三代由武が厳しい年貢収奪を行う岩本蔵奉行の米村所右衛門(のち所平)に対し徒党して訴訟した罪で処刑されてしまったことに関係していると思われる⁷⁾。また、九代正則は養子であり、若くして死去したことが関係していると考えられる。

「御用日記」の内容は、時期により若干の相違はあるが、①在方関係の触れや通達、郡奉行からの書状の控え、②在方役人の人事情報、③入湯や鷹狩りなど藩主や藩の御用関係記録、④年貢や小物成、諸運上など諸税の納付

記録、⑤民事・刑事事件の記録など、主に郡役人としての業務に関係するものである。そのほか中島家の家族に関する情報、種々の伝聞情報など多様なものが含まれる。上記の内容抽出は主に大庄屋在職中の日記によるが、宗旨庄屋在職時のものとのような違いがあるか、その内容の比較分析については今後の課題としておきたい。

また、「御用日記」に記載されている情報は、大庄屋・宗旨庄屋の職務上の担当領域である岩井郡内(とくに担当地域である下構)だけにとどまらず、鳥取城下や藩内(因幡・伯耆)の情報も含まれる。また、国境地域であることから隣国但馬国の情報、さらに江戸や大坂の伝聞、廻米船の破船に関係して北陸・東北地方や岩井郡に出漁していた若狭国の獵師の情報など、「御用日記」は広い情報空間を有しているという点が特徴的であろう。

おわりに

以上のように、中島家文書の「御用日記」は一六〇年わたって記されたもので、大庄屋や宗旨庄屋といった鳥取藩の郡役人を研究する上で貴重な史料といえる。また、これら史料群は地域社会論や中間支配機構など近年盛んに行われている村落研究においても有益な情報をもたらすと考えられる⁸⁾。今後も、逐次「御用日記」の翻刻紹介を進めていきたいと考えている。

最後に、中島家文書が収蔵にいたるまでの経緯を略記しておきたい。

平成十九年十一月二十日

岩美町大谷の中島家居宅が取り壊されることになり、廃棄寸前であった文書群を松本美佐子氏など地元有志らが救出。直後、連絡を受けた新鳥取県史編さん室長坂本敬司氏と鳥取県立博物館大嶋陽一が状況確認を行い、県立博物館が整理に当たることを決める。

平成二十年一月〜八月

整理作業を大岩地区の区長(当時)大西将氏宅に行う。作業者は、大嶋とボランティアの松本美佐子氏、四井幸子氏の三名。

平成二十年八月〜平成二十一年十二月

資料を博物館へ移動し、仮目録を作成。作業者は前記三名のほか、ボランティアの芝田尚子氏が参加。

平成二十二年一月

所蔵者中島俊一氏より鳥取県立博物館へ寄贈される。

このように、本文書群は廃棄処分されるところを地元の有志の方々によって救出され、偶然にも当館に収蔵された。救出に当たられた地元有志の方々、ならびに資料の重要性をご理解いただき快くご寄贈下さいました中島俊一様に対し末筆ながらお礼申し上げます。

なお、「御用日記」の解読は、芝田と四井が分担し、校正と本稿（解題）の執筆は大嶋が行った。

- ① 鳥取藩の大庄屋に関しては、北尾泰志「鳥取藩の大庄屋について」（『郷土と博物館』八四号、鳥取県立博物館、一九九八年三月）、石田裕子「幕末期の地域争論と大庄屋―嘉永五年汗入郡福尾村・国信村水論を事例に」（『鳥取地域史研究』五号、二〇〇三年）、坂本敬司「琴浦町笠津の河本家文書調査から」（『第六三回県史だより』、鳥取県史編さん室、二〇一一年六月）などがある。
- ② 郡役人の業務日記として、口会見郡大庄屋を勤めた船越家の幕末の記録「口会見郡大庄屋御用諸控」「口会見郡大庄屋御用向万覚帳」が翻刻されている（いずれも『新修米子市史 第九巻』米子市、二〇〇二年）。また、郡役人を勤めた家の私的な日記として「奥会見郡大庄屋細田家万日記」「奥会見郡大庄屋細田家万覚帳」「智頭宿塩屋伝四良日記帳」（いずれも『鳥取県史八』近世資料所収）等がある。
- ③ 拙稿「書写狂―中嶋正之の生涯と知的環境―」（『アジア遊学』一三五、二〇一〇年）。
- ④ 中島家文書「御検見御下り米割人別帳」。なお、中島家の耕地四反九畝六歩半の斗代（田畑一反の公定収穫高）は約八石となる（上田、浜大谷村の斗代ランク「中村」一反 \parallel 一石八斗で計算）。
- ⑤ 中島家文書「万延二年袖控」。
- ⑥ 原豊二「中島家旧蔵書の世界」（鳥取県立博物館『新収蔵品展』図録、二〇一〇年）、同「鳥取県立博物館蔵『富士の人穴草子』（島根大学法文学部山陰研究センター『山陰研究』第二号、二〇〇九年）、拙稿「書写狂―中嶋正之の生涯と知的環境―」（註3参照）。なお、中島家文書は『岩美町誌』や『鳥取県史』といった自治体史において利用されているが、利用に際し目録作成など整理は行われていない。
- ⑦ 『岩美町誌』二六〇～二六五頁（岩美町、一九六八年）。
- ⑧ 最近の動向については、『日本史研究』五六四（日本史研究会、二〇〇九年八月）における「特集 近世地域社会論の新展開を目指して」所収の諸論考を参照のこと。

翻刻凡例

・史料の解読は、鳥取県立博物館所蔵中島家文書「御用日記」をもとにおこなった。

・史料の中に今日の人権意識に照らし差別的な表現が含まれているものがある。しかし、これも含め歴史資料として、差別が形成された経緯を解明し、その正確な理解を得るためには不可欠なものと考え、また人権尊重について考える契機としていただく意味を込め、本稿ではそのまま掲載した。この点について、読者のご理解をお願いしたい。

・史料の解読にあたっては次の要領で行った。

①活字化に当たっては基本的に常用漢字を用い、常用漢字にない活字は正字体を用いた。異体字・俗字等もこれにならった。また、「より」や「して」など合字は一字ずつに直した。

②変体仮名は基本的に平仮名に直した。ただし、助詞として用いられている限り、「者」「江」「而」「之」は漢字を用いた。

③誤字、宛字、脱字、衍字は下記の通りとした。

〈誤字〉用字上の誤記はそのまま記し、右側に○をもつて正字を記し、意味が不明確な用字は(ママ)と右側に記した。

〈宛字〉慣用的に用いられている宛字はそのままとし、特に注記しなかった。ただし、それ以外のものは誤字に準じた。

〈脱字〉脱落していると思われる字を□で補い、右側に(脱カ)とした。脱落している字がわかる場合は(カ)として正字を右側に記した。

〈衍字〉衍字はそのままとし、右側に(衍カ)と記した。

④削除、訂正、追加、貼紙等は下記の通りとした。

〈削除・訂正〉見せ消し等の場合、削除前に記入されている文字を(見せ消し「カ」)のように明記した。

〈追加〉追加部分は該当箇所(後筆)「カ」、(頭注)「カ」のように明記した。

〈貼紙〉貼紙は(付箋)「カ」のように明記した。

⑤判読困難な場合は、その字数を□□□□のように記入し、右側に(虫損)(欠損)(汚損)(判読不明)等と傍記した。字数が不明な場合は「カ」とし、右側にその理由を記した。ただし、虫損などで判読が難しい場合でも文字が推測可能な場合は□の右側に(カ)と明記した。

⑥押印箇所には㊦と記入した。ただし、押印がなく「印」と記入してあるのみの場合は(印)と記入した。

⑦史料の改行は原文とは一致しない。

⑧句読点は適宜付した。

・解読は芝田尚子、四井幸子が行い、校正は大嶋陽一が行った。

寛文二〇八年（一六六二〇八）御用日記

〔表紙〕

寛文貳年
萬事覚帳
寅ノ五月吉日

寛文貳年
寅 伊藤彦左衛門様 下代茂四郎
卯 横野十兵衛様
辰 大谷喜兵衛様 下代一郎兵衛
巳年未申酉戌
大塩豊左衛門様 下代西田三右衛門
亥 野田伝兵衛様 下代相見権右衛門
子 村田三右衛門様 下代惣兵衛
丑 村山新兵衛様 下代山沢茂左衛門
寅
卯 田村作右衛門様 下代西江九左衛門
辰 花房益右衛門様 下代市川九右衛門
巳 吉村六右衛門様 下代近藤七右衛門
午
未
万治三年 子 長沢与右衛門様
丑 御同人様
寅 堀左次右衛門
卯 長沢与右衛門様
辰 中嶋長左衛門様
巳 王間孫大夫様

午 中嶋長左衛門様
未 武藤与一兵衛様
申 伴所左衛門様
酉 野崎左次右衛門様
戌 武藤与一兵衛様
亥 角田七大夫様
子 金子分蔵様
丑 荒川三左衛門様
寅 小長村弥三右衛門様
卯 角田七大夫
辰 御同人様
巳 下石六左衛門様
午 金子分蔵様
未 鈴木五右衛門様
申 中川佐右衛門様

寅ノ
一寛文貳年五月十一日二大庄屋被仰付候、則起請文前文。
寅ノ五月朔日ノ四つ時二大なへうり申候。

同五月九日
一細川村者、陸見村（註）より塩隠シ買申候二付、塩買申札取上ケ可申と申候へ共、いろいろ侘言致シ申候付、書物申付候事。
五月廿七日
一殿様御入国之時、御肴之儀二付、御用札持肴買申、庄屋衆・獵師衆之書付有之。

寅
一御下札村々へ渡シ申候、書物させ候事。
一同年五月朔日二大なえゆり申候。
寅ノ七月十二日
一岩本村源兵衛子平三郎庄や之儀、私何共不申候二いつわり□申二付、せん（穿）さく仕候へハ偽申候間、ゆるし候へと申候付、書物させ候事。
同

辰ノ卯月廿四日

半三郎

甚太郎宛

前書之屋敷半三郎預り申所、我等共髓ニ存知届ケ申候、則屋敷割符仕、ほうじ仕候故ハ、其方家仕候時無相違相定候屋敷渡させ可申候、為念之如此二候、以上。

辰ノ卯月廿四日

村中・庄や・年寄 判

甚太郎

右之通ニ相済申候、湯村七郎左衛門より兩度参候状有之候。

一寛文三年十二月十九日、御下代半大夫殿、御扶持方・きがへ日用村々へ相わたし申候、則請取書物取置申候。

一寛文三年分竹伐扶持方、同四年ノ二月ニ村々へ相渡シ申候、則書物取置申候。

辰ノ

一寛文四年たゞミ九丁之代、たいや徳兵衛ニ相渡申候、私預りいたし置候へハ見へ不申由ニ而、徳兵衛より銀子請取手かた取申候、我等手かた□而出申共、ほうくニいたし可申由ニ候由。

辰ノ

一同年五月十六日之晩ニ、年頃廿四、五成男かけ馬壹疋おい候て、岩本へ参宿かり候へとも、やどかし不申候へハ、七兵衛と申もの之かと江ね申候、明朝見申候へハ、馬くら諸道具すて置候て、彼馬方い不申、同十七日之四つ時分ニ我等二理り申二付、早々御公儀様へ御理り可申上と申候へハ、先尋可申由申二付、十七日ニハ尋させ申、則十七日之晩ニ七兵衛村中ニ預ケ申候、同十八日ニ庄や二人鳥取へ御理りニ遣申候、七兵衛ニハ村中より人ヲ添尋ニ出シ申候、同十九日ニ私・細川八右衛門参、諸道具改、村中ニ預ケ書物させ申候、同廿日ニも尋候へ共い不申二付、同廿一日ニ鳥取へ参御理り申上候へハ、御公儀様より彼道具御覽可被成ノ由被仰候二付、同廿二日ニ取寄申候、未御目ニかけ不申内ニ、彼者い申由申来候、右之通申上候へハ、急つれよせ候へと被仰候故、其日晚ニ吉左衛門・忠兵衛返し、同廿三日ニつれよせ申候、則水奉行衆式人も相定御越候、御郡代御兩人様御寄合被成、彼者口御聞被成候へハ、一へんニ不定気違者ニ而御座候二付、所ヲ御尋被成候得者、伯州古川村左次右衛門かゝへもの申二付、御鉄炮衆御そへ左次右衛門所へ御送り被成候。

其者諸道具之事

- 一 馬壹疋 一 荷くり壹せ 一 一ふすま壹つ
- 一 一しふかみ壹つ 一 一はたはこ四十六匁六分
- 一 一硯箱壹つ内ニ硯石壹つ・すみのおれ壹つ
- 一 一くし一ぐ 一 一糸つかけかゝミ壹つ 一 一けぬき壹つ
- 一 一けん水入壹つ 一 一かみそり壹本 一 一はさみ壹本
- 一 一古針三本 一 一きせる壹本

合拾六色岩本へすておき申候

- 細川村茶屋よりきわめ之物
- 一 一きる物壹いろかばくろきゑりかゝり
- 一 一ひとへ物あさきこもんらうはないろ
- 一 一やけとうふくあさきこもん

- 一 一上帯壹つ 一 一上帯壹つ 一 一布きれ壹つ
- 一 一木綿きれ壹つ 一 一米少布袋二人 一 一もゝひき壹つ

合九色ハ細川村ちや屋ニ同廿二日ニ彼者帰候時持参預ケ申候。
右之分わたし候との手形いたし遣申候。

外ニ

- 一 一脇差壹尺五、六寸一こし 一 一錢百五十八文
- 一 一豆板数六つ

此三いろハ此方へ請取不申候二付、相渡シ候との手かたニハ書付不申候。

辰ノ五月廿八日

一大麦・小麦舟二積、他国ニ出シ中間敷との書物取申候。

辰ノ

一但馬出見郡ミとり村之庄右衛門と申人、洗井村ニ而炭焼申度と、やくらの長左衛門ヲ以、則九兵衛様へ申上候へハ相済申候、其時六月十九日ニ而御座候、はや半年すぎ申候間、御運上式拾目ニ被仰付候、来年より一釜三十目宛ニ而御座候。

一百十石 平七

一式拾石 清左衛門

一三十石 平右衛門

一 式十石 二郎右衛門
 一 四十石 清左衛門
 一 四十五石 三右衛門 合式百二十五石町かり之分

書物之事

一 太郎三儀二付、御公儀可仕と存候処ニ、大谷村吉兵衛殿・細川村庄や・年寄為御扱、銀子百五十目、此内百目ハ只今請取申候、残而五十目ハおなこ十月中ニ御売候て、無相違可被遣候、然上ハ此太郎三儀二付、以来少も申分無御座、為其如此ニ御座候。

寛文四年

辰ノ十月六日

但馬二方郡

正庵

志やうぶわん^(正法庵村)

少助

へつち^(辺土村)

喜右衛門

細川村弥平次殿

弥十郎殿

市三郎殿

書物之事

一 太郎三儀二付、御公儀可被成と御申上候処ニ、大谷吉兵衛殿・細川村庄屋・年寄為御扱、銀子百五十目、此内百目ハ只今相渡し申候、残而五十目ハおなこ十月中ニ御売候て、近々可申候、然上ハ少も相違仕間敷候、為其如此申候。

寛文四年

十月六日

細川村

弥平次

市三郎

弥十郎

同村庄や 判

同村年寄 判

正庵殿

少助殿

喜右衛門殿

右之通ニ扱相済申候、細川村の者共頼申候二付、扱申候。

辰ノ

一 陸見村・大羽尾村御年貢米、御蔵へ米払候へと、御代官豊左衛門様被仰候、両村之者迷惑仕候、就其、内海二郎右衛門様へ御理りニ參、如毎年之御支配切手ニ而指上申様ニと御理り申上候、十月廿日ニ參埒明申候。

□□參る

一 式人壹石四斗、の七角左衛門様へ □八郎左衛門内

壹かふニ而式斗ツ、出

辰ノ

一 何か小物成銀十二月廿四日ニ払、九兵衛様御手形、湯村甚右衛門・九市郎取歸申候、為覚如此ニ申候。

一 巳ノ二月十日ニ町浦住村半左衛門所へ、鳥取若桜町のしや五人組、のしや尋ニ出候ハ、則半左衛門所へ參様子たつね申候へハ、半左衛門申分、のしやハ去年拾一月六日ニ爰元へ寄、ひや食たへ通り申由申候へハ、左様

ニ候ハ、我等共状も相添可申候間、鳥取ふくおかや六左衛門殿しかのやへ持參、其段被申候へと申置、其衆ハ先へ通り被申、其時半左衛門ハ煩い申、むこ平兵衛と申者鳥取へ參筈ニ相きわめ、御郡奉行様へも御理り申筈

と申候へハ、其を大事ニ可成と存候や、本浦住村宮嶋ニ而首く、り相果申候、扱、両せん^(穿擊)いたし、鳥取へ御理り申候、同十三日之朝埒明申候事。

一 巳ノ二月九日ニ、大羽尾村觀音坊主之事、能勢角左衛門様へ庄屋仁右衛門御理りニ遣申候へハ、久々居申者ニ而候ハ、不審成者ニ而ハ有間敷と申

来候、則御状有之候。

一 寛文四年分、村々竹伐扶持方、同五年正月廿日村々へ渡シ書物取。

一 同年分、岩本御蔵繕普請砂取扶持方、同五年正月廿日渡シ書物取。

一 相山村新右衛門子市郎左衛門、寛文四年ノ秋相果申候、一郎左衛門弟二加兵衛、相山村よりハおや・兄弟四、五人相果申候間、相山へ居申百姓仕事

不成と申二付、左候ハ、相山村ノ少吉・彦兵衛・与三郎、同地ハ少も不作仕間敷と御請相申、御かし米なと共冬中より御かし被成候事、彼加兵衛

湯村四郎左衛門所へい申候ヲ、おちニ小左衛門と申者明二月二但馬より參、彼加兵衛も四郎左衛門所よりよひかえし、相山村へ入可申と申公事仕候、

則鳥取ニ而、加兵衛儀も一たん相山村出申上ハ、又相山村へ入申事不成候

と相済申所ニ、又何かとりふじん成儀申、則御郡代様より小左衛門江御聞
被成候、ことごとくふりくつ計申二付、御いましめ被成候、いろいろ御詫
言申上、則請人二こじゆうと大野村久兵衛立命おたすけ被成候、明二月廿
二日二相済。

一備前岡山榎や十右衛門と申人之舟、三百三十石つミ舟也、寛文五年二月廿
四日之夜破損任候、船頭ハ長兵衛と申もの二而候、かこ八人、内壱人ハ相
果申候、則鈴木喜左衛門殿と申御奉行様被成御座、何か御せんさく被成候、
則陸見村中之今度破損舟二付、少も何二而も取かくし不申候との書物取被
申候、我等にも喜左衛門殿へくかミ村之書物おく書いたし遣し申候、同廿
六日二くかミ村へ参、同廿七日舟二而喜左衛門殿と罷歸申候、同廿
明巳

三日朔日
辰ノとしノ分

一丁銀三十目ハ高縄丁銀、拾五匁ハ板運上払相済。
一同式拾目、ゆ山村之坂運上も一所二請取切手出申候。
寛文三年六月卯ノとし

一四百目 岩本吉左衛門頼母敷

同四年五月辰ノ年

一三百目 細川八右衛門頼母敷二口二入

内壱口ハ徳兵衛分九番、十一番我等取分

同五年五月巳ノ年

一貳百目 浦住左五右衛門殿頼母敷七番

同六年三月午ノ年

一六百目 大羽尾村仁右衛門頼母敷

四番七郎左衛門と半分つゝ、八番私取分

同六年五月午ノ年

一五百目 田尻杉屋市左衛門

未ノ閏二月十日

一百五拾目 清十郎三口二入

内壱口ハ徳兵衛へ

同六年十月午ノとし

一百五拾目 高江村三郎右衛門

一巳ノ卯月十三日ニ鳥取かじ町より、坊主年頃三十五、六、ひけはへ成男、
セハ頃中より上、御鉄炮衆式人御添、くかミ村さかへ迄御送り被成候、以
来左様之もの参候ハ、御注進申上候筈。
一本浦住村長三郎、宗旨浄土定善寺御切手有之。

巳ノ五月二

(見せ消ち)「巳ノ六月七日

一四百八十九匁 清十郎

同日

一七百十三匁 市郎右衛門

一友松清右衛門殿、吟味致し候へハ御手形被下候、則藤井五郎兵衛様へ長江
村作左衛門遣し候て様子申上候、重而参候ハ、やともかし申ましく候、
村送りも出し申ましくよし二候、巳ノ六月三日遣申候。

一巳ノ九月五日ニ、中村之堂二さいこくしゆんれい死申候、則角左衛門様へ
御意被請、三日番付、其後うめ、持居申物、蔵見村貞信寺へ預ケ申候、其
注文有。

一巳ノ八月十四日ニ、大坂しりなし川舟出入仕事堅御法度二而候、則、浦辺
之庄屋衆へ判させ書物有之候。

一当国之舟大坂へ参候ハ、舟印立可申事。

一大坂へ舟着岸仕候ハ、石井十右衛門殿へ御理り可申事。

巳ノ九月十九日

一めけ板壱枚、湯村よりはま二寄申、加路御番所迄ひかせ相渡シ申候、則、
御請取手形取。

一孫右衛門女房、宗旨浄土鳥取慶安寺内しんち□う手形有。

巳ノ

一何か小物成銀払申御手形、十二月廿二日。

寛文六年正月廿四日

午ノ

一千割三丁本柱壱本、長五間、岩本村茂兵衛へ預ケ、則預り手形取申候。同
八年之十二月十一日二六郎兵衛二尋申候へハ、渡申時覚不申候、慥二鳥取
へわたし申由申候。

一午ノ二月十九日昼七つ時分ニ、隠岐国こうが嶋つど村之舟、拾四、五俵積
申程の舟、かこ四人、便舟二式人、六人乗二て、内壱人ハたすかり本浦住

へあかり、式人ハ死かい牧谷村へ上り、三人ハ死かい上り不申候、則廿日
 二中井仁左衛門殿御越、同廿一日二舟も札二いたし、本浦住清左かい申候、
 拾五刃余二。

明三月五日寛文五年ノ分

一銀子四拾五刃 内拾五刃ハ坂御運上

同三拾目ハ高わな運

一寛文五年竹之扶持方、村々へ相わたし申候、則判形取申候。

一午ノ五月四日ニ蒲生村与三右衛門苗、三郎右衛門牛ノなへ三升まき放ふミ
 申候、与三右衛門より四日之晩ニ、我かなへ何とてふませ候やと申遣候へ
 ハ、三郎右衛門左様成儀如何も不存候間、御かんにん被成被下候へと申候
 由、同五日ニ三郎右衛門子弥三郎ニ申候ハ、与三右衛門定而腹立可被申候
 旨、参候ハ、詫言致シ候へと申付候由、則作右衛門所へ弥三郎先ニ参り申
 候、与三右衛門御跡ニ参候由、与三右衛門被申候ハ、我がなへ何とて牛ニ
 くわせ申候や、我が様成者のなへさへ牛ニくわせ申而、わきわきのこまり
 成者之なへハくわせ候てもたまり可申と申由、扱弥三郎申様ハ、其ハ与三
 右衛門殿きこへ不申候、わきわきのなへ何者之なへくわせ申候や、それ
 もくわせ候てたまり申も不存候旨、其様子長三郎ニ尋可申と申候由、扱
 長三郎ニ尋候へハ、中々わきのなへハ少もくわせ不申候、其上何ニ不寄
 くわせ不申と申候由、扱三郎右衛門参、理り可申と参候時、庄や六兵衛ニ
 与三右衛門ハ先ニ参、右之次第理り候、扱三郎右衛門事さんさんニ悪口い
 たし候ヲ、三郎右衛門聞付、内ニはいり、与三右衛門其方ニなへ我等牛く
 い申由、扱々不存めいわくいたし候、併此方ハおそくうへ可申間、其方先
 二御植、自然たり不申候ハ、我等なへ御植可被下候、如何様共わひ事可
 仕候、併こまり成者之作ハ、牛ニくわせ候てもたまり可申と被申由、さて
 何者之なへくい申や、七ひ可承と申由、其時与三右衛門此方よりきん三可
 仕候処ニ、かゝつて左様成事可被申やと、中々悪口申候由、其時三郎右衛
 門おうきニ而二つ三つくわせ申候、扱与三右衛門もへさしとりあげ申
 由、兩人組あい申所へ、扱三郎ぼう二而、与三右衛門面をぼう二而うち
 申由、然所をきも入治右衛門ほうをとり申候、与三右衛門・三郎右衛門く
 ミあい申も、弥左衛門とりつき両二引はなし申由、其時庄屋六兵衛其方達
 ハきこへ不申候、申分候ハ、めいめいの内ニ而ハ申さて、人之内ニ而左
 様えろうぜきたし被申候段、きこへ不申候と申候へハ、両方内ニ帰申候、

扱六兵衛・与三右衛門殊之外せき申候間、自然うちかえしニ参事も候ハ
 間、番二人被付置候へと、きも入ニ申付候也、肝煎申付様油断ニ候、其上
 与三右衛門聞申候様ニ触候ニより、むこ・おい二人ぬけ道より出、三郎右
 衛門所へ参候、弥左衛門子共二人もすけせいニ参、さんさん二うちあい申
 候、三郎右衛門・弥三郎・長三郎・女房四人うたれ申候、此方へ八日之晩
 二断申ニ付、九日ニ参、十日ニ罷帰候、濟様之次第、三郎右衛門と与三右
 衛門ハ、たかい二つつうたれつ二而候、弥左衛門子共すけせいニ出候事、
 さたのかきりニて、然上ハ米式儀、三郎右衛門方のおいのくすり之葉代
 之ためニ出シ、其上ニ弥左衛門子共、三郎右衛門所はひ候へと申付候、相
 濟、則与三右衛門・三郎右衛門も書物させ候、如此こあつかい聞申候へハ、
 自然此ておい之内ニ死人御座候共、少も申分無御座候との書物させ、与三
 右衛門・むこ・三郎右衛門・弥三郎ニ判させ申候、肝煎治右衛門も書付申
 儀油断致シ候ニ付、肝煎替申候、右之次第、書物三郎右衛門・与三右衛門・
 村之口書、いづれも不残七郎左衛門方へ取置申候、為覚如此ニ候。

(見せ消ち)

「御蔵給所、寛文六年卯月二角左衛門様より書付参申候

一高合 壹万八千六百拾壹石三斗三升六合

内五百八拾八石七斗八升九合 永荒

残高 壹万八千七拾式石五斗四升七合

外二七拾壹石八斗六升四合 開高

内六拾八石七斗壹升五合ハ寛文四年秋改入

今高 壹万八千四百四拾四石四斗壹升壹合」

(付箋)

「内壹石五斗三升式合 本庄村開高御知行

割高二入伊庭兵吉分

高合 壹万八千六百六拾壹石三斗三升六合

内五百八拾八石壹斗八升九合 永荒高

×高 壹万八千七拾式石五斗四升七合

外二七拾石九斗四升壹合 開出高

今高 壹万八千四百四拾三石四斗八升八合

寛文七年三月二豊田惣兵衛様より書付申候」

一 貳百六拾目壹分内三十五匁六分八手前渡

残テ貳百貳拾四匁五分 午ノ五月廿四日二
荒金村庄や 左助[㊦]

年寄

長兵衛[㊦]

右之内

- 一 十七匁 岩本村 一 貳貳匁 細川村
- 一 十七匁 本浦住村 一 十匁 海土村
- 一 廿貳匁 町浦住村 一 十三匁 湯山村
- 一 貳匁 相谷村 一 七匁 高江村
- 一 十五匁 牧谷村 一 五匁 矢谷村
- 一 三匁 小羽尾村 一 七匁 栗谷村
- 一 五匁 大羽尾村 一 五匁 南田村
- 一 十七匁 陸見村 一 十匁 蔵見村
- 一 三匁 中村 一 十匁 久志羅村
- 一 六匁 左近村 一 十壹匁 八重原村
- 一 六十三匁一分 内三十三匁 吉兵衛出シ
- 同五匁 六郎左衛門出シ
- 同廿五匁一分村中

覚

- 一 貳百貳拾五石 例年之半分 湯村車屋平七右衛門
- 一 百石 同 同村竹田や清左衛門
- 一 百貳拾五石 同 岩常村大坂や平右衛門
- 一 百石 同 同村つねや二郎右衛門
- 一 貳拾五石 同 同村ましや六兵衛

- 一 百貳拾五石 同 町浦住村沢田や三右衛門
- 一 四拾石 同 同村しかのや仁右衛門
- 一 三拾五石 同 岩本村山田や五郎左衛門
- 一 三拾五石 同 浜大谷村平野や善左衛門
- 一 貳拾石 同 池谷村大坂や儀左衛門
- 一 貳拾五石 同 陸見村つねや八郎兵衛

寛文六年十二月十一日二例年之半分酒作り候へと被仰付、御郡奉行能勢角左衛門様ニ而酒屋衆せいし被致相渡申候。

寛文七年三月十八日二去年之作り高書付越候へと申来、書付上ケ申ひかへ、又未ノ八月二酒作り申候書付出申候。

午ノ十二月十三日二代銀めひめひニ相渡シ相濟、則書物取申候。

一 かや 六千四百八拾把 代三拾貳匁四分
のせ角左衛門様へ塩見谷よりかい上ケ申候

一 七年之酒語り高より少茂多ク語り申間敷と酒屋衆書物させ申候、寛文七年九月十五日、右之御米作喰ニ借用仕所、実正ニ御座候、然上ハ御定之通三わり之利足を加へ、元利共ニ当秋早稲米ヲ以無滞急度御納所可仕候、自然如何様之不慮之儀出来仕候共、於此米ニハ少も遅々仕間敷候、為後日之借状如件。

年号月日

両人之判

御代官様

右之米村々へ借渡し申候、当秋三わり之利足ヲ加へ早稲米ヲ以急度取立可申候、以上。

年号月日

御代官判

蔵奉行衆

三月五日 寛文六年

一 四拾五匁 内三拾目ハ 高繩
同拾五匁ハ 坂御運上

一 寛文六年竹伐扶持米、村々へ相渡シ手形有之候。

一 寛文七年二鎌田仁左衛門殿と申人、かくし横目之由ニ而、三月廿五日二吉田村七右衛門へ留り申由、此方へハ理り不申候、相谷へ留り申ヲ、同廿六日、七日、又本浦住村五郎兵衛理り被申候ニ付、則五郎兵衛、初野仁左衛

門様へ御用にて遣申二付、御郡様へも右之通御理り申候へと申候、扱、相谷村清左衛門もよひ寄候て、何とせ此方へ只今迄理り不申やとしかり、夜通シニ又五郎兵衛二ゆ山村之ものニ状持せ、いよいよ御郡様御理り可被申候、大事之儀ニ而候由申遣候得者、五郎兵衛より返事参候事、はや夜ふけ候て御郡様へ御理り申事も不成候、先惣兵衛様ハ如此ニ被申候由被申越候、同廿八日彼之もの相谷清左衛門方出申二付、ゆ村まで道同いたし、清左衛門、七郎左衛門殿二具二様子申候事、此方ニハ但馬へ通り申と存候処ニ、同廿九日ニ荒金村与左衛門へとまり、同晦日ニ小田大谷村市右衛門二留り、卯月朔日、二日ニ左近村仁右衛門仕・仁兵衛へ留り、此方ニハ理り不申候ニ付不存候、同三日之夜ハ南田村へ留り申候ヲ、田奉行庄大夫殿より御郡様より御理り被申候二付、御郡様より御状参、三日之夜返シニ私鳥取へ参、右之様子具ニ申上候、同四日ニ御鉄炮衆式人被遣、田奉行庄大夫殿と三人し而、蔵見村より召とらへなわ御かけ、鳥取へ御引被成候、籠者被仰付候、同五日ニ私罷帰申候、其後御ゆるし但馬へ御払之事。

寛文七年五月廿日

一遊行上人御越候時、たちん銀村々へ相わたし候書物有之事。

未ノ六月

一八郎兵衛しがい仕候二付、穿鑿仕候、御公儀様へ御理り申可上と申候へハ、一門より書物いたし、たれ二うらミも無之候間、御理り候事ハ無用と申二付、如此候。

其時御郡様より参候御状ノウうつし

一十月六日ニ、組頭召連参候様ニ申来候二付、参筈ニ而候へ共、殊之外大荒ニ而七郎左衛門も漸大谷村迄被参候二付、六日ニハ不参候処ニ、細川八右衛門鳥取へ参、惣兵衛様へ出申候、さて我等共、七日ニ参、惣兵衛様へ出申候へハ、昨日八右衛門参候、大庄やも今日参筈二候へ共、天氣悪敷候ニ付不参候由申上候、只今天氣悪敷候ハ、今より後ハいかゞ仕と八右衛門ニ被申被成候由被仰候、七郎左衛門被申ハ、殊之外大荒ニ而、大谷村迄参内ニ二度迄馬よりのきおとされ、漸大谷迄参候二付参不申と御理り申候、我共八日ニ鳥取より七郎左衛門船罷帰候節、八右衛門所へ六郎兵衛殿もよひ候て、昨日八右衛門鳥取へ参、我等共ハ天氣悪敷参不申、殊之外首尾悪敷迷惑仕候、其二郎兵衛申候と申候へハ、詰向八右衛門腹たち申由心入各別之儀ニ候二付、我等共驚入申候、以来之為覚如此二候。

寛文七年十月八日

未ノ十二月十日

一七拾壹分 平野六郎左衛門・湯山村七右衛門・矢谷村二郎左衛門分扱、外二拾分六郎左衛門分、十二月廿四日ニ市左衛門殿へ渡し、吉井市左衛門殿請取手形有。

申ノ二月四日、便状ゆい付有之

一銀子百目 但丁銀也 高嶋甚之丞様へかり進之申候

内五拾目ハ町浦住村三右衛門

同五拾目ハ此方より

申ノ三月六日ニ丹羽左近右衛門様へ扱

一一百三拾三匁分 内四拾四匁分ハ他国より参候つものし舟拾五艘分

同八拾八匁九分鱈舟拾三艘分御運上銀

十二月、大塩豊左衛門様へ持せ遣申候

酒去年書上申候通、めひめひ書付越候様ニ申来候二付、如此二候

町浦住村 町浦住村

一一百八拾石 三右衛門 一五拾石 仁右衛門

湯村 湯村

一一百八拾石 平七郎 一一百式拾石 清左衛門

岩常村 岩常村

一一百八拾石 平右衛門 一一百六拾石 二郎右衛門

岩常村 岩本村

一四拾石又式石 六兵衛 一五拾石又三石 五郎左衛門

新井村 陸見村

一三拾石 理左衛門 一式拾五石 八郎兵衛

田尻村 池谷村

一式拾石 市左衛門 一式拾石 儀左衛門

合千六拾石(見せ消ち)「五拾五石」四斗入ニして式千六百五拾俵(見せ消ち)「三拾七俵」式斗

此半分作り申筈、寛文九年十月廿八日ニ鳥取へ酒屋衆せいしニ被参候

寛文八年三月廿五日御郡様へ持せ遣候ひかへ也。

一寛文七年竹伐扶持方村々へ渡シ申書物有之。

一寛文七年分御下代三郎右衛門殿扶持方村々へ相渡シ書物有之。

一寛文八年分御下代三郎右衛門殿扶持方村々へ相渡シ書物有之。

辰同四年

一ひつさかノ留、太郎兵衛・次右衛門ニもらい申候、則六右衛門肝煎し、樽代ニ五右衛門兵衛、三右衛門二十二日ニ遣申候、則此方へ太郎兵衛・次右衛門・六右衛門・九右衛門・清十郎も夜ル振舞申候、為覚如此二候。

巳同五年

一寛文八年十二月十三日之昼之八つ時分ニ、伯州川村郡橋津村之舟四艘破損仕候、内三艘者こくさん(刻散)ニめけ申候、同老艘ハはせ上ケ申候。

午同六年

合拾老年小物成御座候

一塩百俵内五十五俵上り 一油四丁上り 一ふり(脚)七十八本内六十五本上り。

則御奉行楨九兵衛様・橋尾平大夫様

一さわら二本上り 右之分 与二右衛門舟百三拾石積波(強く)つよくゆりわり申候。

一塩貳百三十俵・かつ(躰)を千貳百・ござ五十枚・へり(縁取り)とり貳百十枚

五、六町沖ニ而はせかやし申候

船頭衆書物有之 右之分 助左衛門舟百三拾石積

百四拾石積

一善左衛門舟ハかり舟ニ而はせあけ申候書物有之 一十九本さわら

一廿本 ぶり

我等十二月十三日之七つ時分ニ参申候、同十四日之晚ニ橋本八郎太夫殿被

成御座候、右之舟カす萬事諸道具相渡し、同十六日ニ罷歸候、本浦住・町

浦住・牧谷之書物有之候。

寛文八年村々竹伐り扶持方村々へ渡シ手形有之。

寛文八年御藏之雪こも之代米村々へ渡シ手形有之。

寛永五年法美郡岩倉村より小田大谷山ニ入候誤書物控。

一寛文五年東御公儀より御朱印寺院御下知状

一寛文七年山林之御書出

申明曆二年

西同三年

戌万治元年

亥同二年

子同三年

丑寛文元年

寅同二年

是迄ハ細川村三郎兵衛殿大庄や被致候

寅同二年より私ニ大庄や被仰付候

卯同三年

卯同三年

卯同三年

卯同三年

寛文九く延宝九年（一六六九く八一）御用日記

〔表紙〕

寛文九年
萬事覚帳
西ノ
正月吉日

一 貳斗七升牛役 平野 万治三年二

平野（日比屋） 手前ノ山役之次第第三郎右衛門・久兵衛

一 壹斗三升五合牛大谷 大谷村ハ塩之御買上米壹分上ケ申二付、御用捨二

而半分

一 壹斗三升かち 平野 牛ハ三性

平野（日比屋） 火 赤牛

一 六斗五合かち 大谷 土 黒牛

水 まだら牛

馬ハ五性

木 あし毛（草）

火 か毛・くり毛（鹿）

土 ひばた毛

金 つく毛

水 青毛

右之次第大仙より被参候左京被申。

一 寛文九年三月十三日ニ、若狭ノ国三方郡小川村与五郎舟破損仕候、十五石

積六人乗、不残行衛知不申候、就其、此与五郎去年仕人ニ銀子かり申候、

出入出来仕候二付、私・本浦住村五兵衛・浦住村下番衆・岩本村庄屋・年

寄いづれも藤右衛門所へ出合、借状之有之分之銀子ハ、九十壹匁六分八毛

ひ（日比屋）、やノ清左衛門取、四十六匁五分新井村里左衛門分、内三十一匁五分ハ

取、十五匁八里左衛門損二成、此十五匁ハ清左衛門へ遣、其子細ハ清左衛門手前二ハ、此外ニ与五郎壹分（取）はん米なとかり申分損二成候二付如此二候、九十五匁七分平右衛門分、内四十三匁九分二毛平右衛門取、五十匁匁七分八毛損二成申候、則獵師・舟頭九人之書物取、此帳ニゆい付有之候、為覚如此二御座候、村中自今以後者、たとへ獵師銀子かり出し候内、加判仕間敷との書物被成申候。

一 岩常村二郎右衛門と陸見村惣右衛門出入申候、則本庄村ニ而ゆ村七郎左衛門・大羽尾四郎左衛門・陸見村庄や・年寄公事之様子聞申候、惣右衛門皆無理被申二付、御公儀様へ上ケ可申と申候へハ、分別いたし候や、彼之家ヲあけ候て、村々庄や・年寄ニ相わたし、以来申分無御座候由申候と、大羽尾村四郎左衛門・く（陸上）かミ村庄や・年寄申二付、左候ハ、書物させ候へと申付、則以来此儀二付少も申分無御座候との書物仕、惣右衛門又ハ庄や・年寄ともニ判仕越候、則ゆい付有之候、為覚之如此二申候、寛文九年三月廿。

一 寛文九年三月廿二日之朝、久志羅村太郎兵衛家手あい（や力）まち二而、彦左衛門・五兵衛・喜兵衛都合四軒（麻）やけ申候、我等触口村々かけ候て、普請いたし遣申候。

一 いわつね村二郎右衛門・陸見村惣右衛門・八郎兵衛出入、又さしおこり申二付、加兵衛ハよひ候へ共不参、平九郎ニ私色々公事二成可申と申聞候得共合点不申、七月十日ニ御公儀様へ上ケ申候、則分之丞様二而両方口御聞被成、則加兵衛・惣右衛門・八郎兵衛籠者被仰付候、七月十七日ニ御わ（説）ひ事二参、いろいろ申上候得者、加兵衛吉人御ゆるし被成候事、又七月廿六日ニ参、同廿七日ニ歸申候、惣右衛門・八郎兵衛侘言仕、籠舎御ゆるし被成候事、二郎右衛門手前ニ、八郎兵衛儀者以来身（身通）すきも仕候ハ、貴様之御かし銀二御取かへと書申候、奉公仕候て成共、年々二埒明可申との書物仕申候、く（陸上）かミ村庄や・年寄・く（組頭）かしら、大羽尾村四郎右衛門書物二判仕候、我等共も奥書ニ判仕候。

一 町浦住村庄や庄右衛門、太分（多）之引おい仕候二付、公事ニ可成儀ニ御座候へ共、町人衆之手前あつかい候て、分立二損仕相済申候書付御座候事。

一 町浦住村庄や仁右衛門二八月四日ニ被仰付候、則年寄へ九郎左衛門子左次太夫・八郎兵衛・小右衛門・彦兵衛・勘兵衛五人ニ申付候事、年寄之（指）さしす五郎兵衛いたし候二付、則書付御座候事。仁右衛門子ニはなれ、庄や御侘言仕、九郎左衛門ニ被仰付候、八郎兵衛年寄わ（説）ひ事仕候事。

一寛文九年九月十六日二、我等娘但馬竹田湯村へ、御公儀様へ御理り申遣事。

鯉納之次第

一日比々屋村七兵衛・助五郎ハ小物成出来不仕、先も清左衛門屋敷より下二而御座候由、又小物成候時ハ、岩本村之橋より上二皆させ申候時モ、ひや二人ハ一口二、細川三郎兵衛・湯村七郎左衛門定申候、然共いわ本村源兵衛其後橋之上せき申候、扱小物成御ゆるし被成候て、二三年ハひや之二人ハ小物成より先之場二仕候、され共いわ本ノ者ワれがち二湊きわまでせき申二付、本庄村之者川二鯉一円あかり不申とめいわくかり申二付、扱いわ本村之もの上二あげ申候、湯村七郎左衛門被參、壹番口・貳番口ハ惣ノ場二いたし、岩本村より九人、ひや村より貳人、十壹人として番々二持申候、又めいめい納場之儀モ、毎年両村十壹人としてくじ取候、くじ次第二いかばいたし申候、右之通二きわめ、両方之書物壹本二いたし、十一人之判させ、ゆ村七郎左衛門方へ取被申候、為覚之如此二候、右之十一人ハ内九人ハ岩本村、貳人ハひや、是ハ小物成之内御買上出し申ものにて候二付、如此二仕候。

寛文九年十月十五日、其時之書物之うつし場定惣ノ場定

何か之書付ゆい付有之。

一久志羅村太郎兵衛と中村忠兵衛と田地之出入有之候、二十年過候儀者御式法背と言、殊二三十年余二成候儀二候二付、太郎兵衛利分、併あつかい二いたし、太郎兵衛御年貢も有之二付、田式反五畝八分半米納升四斗八升入式儀式斗四升二永代二売申候、則書物させ、我等共おく書いたし忠兵衛二遣申候、其あつかい之時忠兵衛儀ハ不及申二、余人二而も此れハ申間敷との書物仕、太郎兵衛二遣申候、あまりあつかい聞不申候二付、書物之事ハ、ゆ村七郎左衛門書物いたし遣可申と被申候、則八重原忠右衛門様子能覚被申候、去年之秋之公事、寛文十年二月十一日二埜明申候。

一寛文拾年二月廿日二、細川村下弥十郎五郎ノ下之苗代田少すき申候へハ、同村年寄甚右衛門申ハ、弥十郎田はやくすき候事ハ沙汰ノ限、大谷村なども吉兵衛殿村中御触被成候て、御郡様御廻り之内ハ、田うち申ましく候と御ふれ候と申候、則其様子細川村庄や八右衛門私へ知らせ申候二付、扱甚右衛門・弥七・助二郎三人之年寄二御用之儀申渡し候間、急度被參候様二

と、廿日之晚二状遣し候へ共返事不仕、廿一日・廿二日両日二四度状遣し候へ共返事不仕候、廿三日二ハ状三度遣し候へ共返事不申候、八右衛門參申候ハ、何とよび被申候共參事ハ不成候由申達被申候、廿四日二弥七壹人參、此中ハ度々御状被下候得共、私ハ廿日之日より三日ハ牛買二參、宿二居不申候二付不參迷惑仕由申候、此段ハいつにも聞届申候、甚右衛門・助二郎度々状遣し候二、一度之返事も不申候、あまつさへ甚右衛門心底おとうもの之儀二候二付、其段御郡奉行様へ申上候へハ、甚右衛門ハ籠者被仰付候、助二郎もなわ御かけ被成、是も籠者被仰付由御意被成申候、細川村(禪光院)・大谷村龍岩寺・大庄や兩人いろいろ御言申上、書物させなわ御ゆるし被成候、則書物ゆい付御座候、為覚之如此二候、助二郎書物。

寛文拾年

一甚右衛門籠舎、我等共兩人色々御言言仕、三月五日晚二御免被成候、書物させ申候、為覚如此二申候、甚右衛門書物。

一寛文拾年二町浦住小右衛門、村より五人組ヲはね申二付、御公儀様より小右衛門、同三月廿七日二御聞、籠舎被仰付候、村より書上候口上書ゆい付御座候、卯月廿二日二御免、御国御弘被成候、但馬浜坂勘右衛門・九郎右衛門・長左衛門・三郎左衛門儀、以来大庄や・組頭・村々庄や・年寄・村中へ、少之慮外も仕らせ申間敷との請相之書物いたし候、書物ハ九郎右衛門二有之。

一寛文拾年三月廿六日、大風二讚州塩飽泊り浦伝九郎舟、九人乗内三人ハ相果、残ル六人ハ船頭共二たすかり申候、三月廿七日、八日二船かす二も入札二而埜明申候、御奉行鈴木喜左衛門様、其時御蔵之米千俵鳥取へ廻り候二付被成御座候、則喜左衛門様何か被仰上候書物ハ、喜左衛門様へ御取被遣候事、かり舟二而御座候、金子銀子なども御吟味被成、船頭へ申渡被成候、此舟かす寄候所、浜大谷村之浜二而御座候ヲ、岩本村浜と申二付出入被成申候、此方理運二九月二十七日二相濟。

一寛文九年之竹伐御扶持方、村々へ米相渡し申候、請取書物申候。

一寛文拾年五月二日二、松平加賀守様より八講布五卷御拝領仕候、則長田新兵衛様諸寄二御番二被成御座候、私方へも御進物被持廻御寄被成候、誠二難有奉存候、田尻村源左衛門へ八講三卷、本浦住村五郎兵衛へ八講三卷、御船頭橋本八郎太夫殿へ八講五卷、右之通、則長田新兵衛様鳥取へ被成御座候二而、私も跡よりかけぬけ、横河次太夫様へ御理り申上候、御郡様・

御代官様へも御理り申上候、次太夫様・御老中様へ五月二日之晩と三日之朝と兩度御出被成候、御老中様より被仰候ハ、とかく御返進仕候様ニと被仰候、則御船頭橋本八郎太夫様ニ御進物御返進候、五月四日ニ諸寄村へ被成御座候、為覚之如此ニ御座候、去年田尻村へ加賀守様御上米積候舟五艘懸り居申候、大風ニ逢申候処ニ、私共罷出、人出し御舟つなきとめ申候、其船之船頭より諸寄御奉行へ御注進いたし、小崎五右衛門様と申人御越、我等共肝煎候段御見届ケ被成候、定而其御人加賀守様御老中様へ被仰上候也、御進物被下候、為覚之如此ニ候。

諸寄之御宿ハ おやハ茂左衛門

子ハ 平右衛門

一寛文拾年国府藏之丞様へ中間仕吉右衛門と申奉公人、卯月廿三日走り申候、請人町浦住村彼之走り申者之まゝはや又左衛門と申者請ニ立申二付、藏之丞様人代り取かへノ米か急度出し候へと御催促被成候節、彼之走り申者、まゝおやめいわくニ被仰付候よし聞候とて、五月五日ニ浦住村へ罷戻り申候、則庄や・年寄彼之者、藏之丞様へ渡し可申とつれ參候由申二付、左様成ル儀此方へも理りも不申沙汰ノ限としかり申候、然共私状ヲ御郡様へ進之申候、御郡様より私へ五郎兵衛つれ參候様ニ申來候二付、五日之晩ニ鳥取へ參候へハ、御郡様より被仰候ハ、此走り人立歸候と藏之丞様御存知候へハ、其まゝ御成敗ニ被仰付候間、野村与左衛門様ヲ頼、何とぞ御佯言仕候様ニと被仰候二付、野村与左衛門様頼候て、取かへ四斗入五俵之内三俵ハ只今相立にして、式儀ハ当暮ニ進上可仕と書物いたし、又此者村へ寄せ申間敷候、自然立歸り候ハ、如何様ニも御成敗ニ可被仰付と請相之書物いたし、請人又左衛門・庄や九郎左衛門判いたし、野村与左衛門様へ進之申候、御国之内ニハ居申ましきよし被仰付候二付、但馬へ払申候、五月六日ニ埴明罷歸申候、此者之儀寛文十一年七月二、野村与左衛門様ヲ以、いろいろ御わひ事仕、御国へ參候事御ゆるし被成申候、然共在郷奉公ノ外ハ御ゆるし不被成候、庄や・年寄書物ヲ取置申候、我等・九郎左衛門も野村与左衛門様へしかと書物いたし遣し申事、彼吉右衛門書物も取置候。

一大羽尾村三郎左衛門・長兵衛納場公事ニいたし申候、去年組中あつかい老年替ニ相濟申候処ニ、又三郎左衛門何かと申候二付、我等共聞申候へ共、とかく去年之通ニ老年替リニいたし相濟シ候かよく候二付、去年之あつかい候書物ニ我等共判いたし遣相濟、其時之可入人物ゆい付有之候。

一五月廿一日ニ、はまだ大谷村・岩本村之口上書・絵図、七郎左衛門持參被申候、同廿三日ニ被歸候、私ハ廿三日ニ參、同廿四日ニ歸申候、

一九月廿六日之御会所ニ而、大谷村・岩本村之出入御聞被遊候、其時吉兵衛・清左衛門・六郎左衛門・七兵衛・佐十郎出申候、同廿七日ニ御城ニ而此方理運ニ被仰付候、則御公儀様より之御書出し候ハ、ゆ村七郎左衛門所へ御座候其写、此方ニ御座候、可入物数々御座候。

一印内村之彼之我か子ころし候様子、女房廿四ニ成申由、長江村之者ニ而候、印内村へ縁ニ付申參候、男ハ助三郎と申候、山内平馬様へ御奉公仕、

寛文八年八月ニ走り申候、寛文拾年六月朔日ニ男子四つニ成候ヲこいじ之塚ニはめ申候、利ニより六月十二日ニこま権左衛門様被成御座、印内之かわらニ而御成敗被成候、其内ハ湯村之籠ニ入申候、彼之女之兄ハ池谷村へい申候孫左衛門、女之親ハ印内村彦左衛門今つれ之女房ニ成い申候、孫左衛門も籠舎仕申候、六月廿二日ニ御ゆるし被成候。

一荒金村小左衛門娘まつ、川崎村長右衛門所へ縁ニ付、二月參申候、中人ハ川崎村仁右衛門仕候、四月廿日より煩、同廿八日ニ荒金村へ歸申候、六月二日ニ布老たん、かたひら老つ、帯老つぬすまれ、荒金村小左衛門娘取候といつわり申かけ二付、小左衛門公事御公儀様へ可申上と申候ニ、いろいろ佯言いたし、いつわり申と書物させ埴明申候、彼之女房ニも暇遣申候、書物ハゆ村七郎左衛門方へ有之申候、六月十二日ニ長右衛門姉荒金村へ使ニ參由、六月十七日ニ岩常村ニ而埴明申候。

一三月十日時分より平右衛門參居候と小左衛門娘申候二付、川崎村庄や・年寄ニ申付、又払わセ申候、重而歸候ハ、見付次第ニ可申上と書物いたし、六月十七日ニ岩常村ニ而。

一老岐守様、六月廿一日ニ菜嶋御見物ニ被為成御座候、私ハ細川村与九郎田之手前迄御目見へニ出仕候、則御案内仕候様ニと被仰、其より御案内仕、六兵衛坂より浜へ御あがり、御はんハ、ミなどひゝや浜ニ御立候、其より御舟ニ被成、本浦住村之浜へ御上り、牧谷迄御鷹野被為成候、式部様御茶屋ニ御こし御かけ、又御舟ニ而加路へ御歸被為成候、其時御鷹ニ而ひはり十把計御取候由、御こぶしの御鷹、それ長井伊左衛門殿と申御鷹所衆、牧谷村へ被成御座候、村々人ヲ出し吟味仕候、同廿二日之朝相谷口ニ而、御すへあけ被成候、其時小泉藤五郎様・大塩分左衛門様も廿日之昼ノ八つ時分より浜大谷村へ被成御座候、御目見へハ七山之細川方之水之出候手前

迄御出候、横川次太夫様も廿日之暮六つ二岩本村迄被成御座候。
寛文拾年戌八月廿三日辰ノ刻より大風吹出、雨降、其上高塩(鹽)ミち大坂町屋損、人など多死申由。

一 御城茂東ノ方塀百間程損申候由、御番衆長屋なども大分損申候由。

一 天王寺御破損之御普請、此中相調申候二、又々今度之風ニ大分損申候由。

一 堺、去々年新嶋出来申候、急ひす嶋と名付舟人仕、町人家土蔵など立候而、大分石垣つき申候か、是も不残流申候由。

一 三間屋・六間屋難波嶋、四貫嶋・九条嶋此分家不残高塩(鹽)ニ流、人数多死申候由、勘助嶋同。

一 御舟奉行衆高林又兵衛殿、御与力衆三人、其外同心衆・下々以上、死人七拾三人有之候由、又兵衛殿江も豊より三尺上江塩(鹽)上り申由。

一 四貫嶋御座候御船奉行森川六右衛門殿、与力四人・同心衆下々共ニ死人六拾五人御座候由。

一 今度いんけん(隠元)の御弟子衆、折節下り合六人果被申よし。

一 木津と申所、是ハ海辺より少隔候得共、塩(鹽)参ニ而人多損申候中ニも、酒屋家内廿五人居申候内、五人居よそ江参たすかり申候、残廿八人家共ニ流申候、

二 階江上り居申候へハ、浪風ニあてられ不残死申候。

一 右之流申所、鈴木三九郎殿御下ニ而御座候へ共、所ニ者五人居不申候へ共、一円知不申候よし。

一 川口之表ニ而、廻舟共大方六七百程破損仕候、其外(繁)つなき舟大船共ニ塩(鹽)と風ニも(採)上られ、四つ橋と申所迄大舟共かさなり掛り、両町屋門之辺迄こ

ミ上り、皆(掛)たけ申候。

一 難波嶋・まへたれ嶋(前垂島)・こつま嶋此海辺ハ、諸道具・死人ニ而埋申候よし、大坂町屋・浦々江御触御座候得者、今度何ニてもひろい取かくし置候者有

之候ハ、後日急度曲事可被仰付候間、御法度被仰出候、大坂・堺死人重(知)しれ可申候か、他国之者死申候ハ、一円知申ましく候と申事候、以上。

八月廿六日

追而申上候、此状調申内ニ大坂ノ死人、御公儀様より御吟味ニ而大方知

申候よし、写ニ而進上仕候。

一 江戸廻船之損舟、大坂川口ニ而六千五百七拾六艘、此外方々而数不知、死人出申分六千貳百拾六人、此外見へ不申分千五六十人。

一 大坂在々・嶋々・家流四千五百八拾軒、右之分大かた今日知申候、此外未

知申候、以上。

八月廿七日

一 九月廿九日之晩ニ田尻菜嶋(田後菜種島)之磯ニ而、米子由や喜右衛門と申者之舟、拾石計積申小舟、水主三人乗、はせ上ケ申候、田尻村(田後)より人ヲ出たすけ申候。

舟ニ有之荷物

一 塩鴈四つ 一にこき四、五百目

一 小豆四、五升 一けや木(ケヤキ)ハ、貳尺長三尺

右之分ハ上り申候由

外ニおきニ而すたり申もの

一 銀子百目 一 銭四貫 一 小豆貳十六升

右ノ分ハおきニ而すたり候よし

九月晦日之晩ニ、私鳥取へい申候へハ、本浦住村五郎兵衛より申越候、西野牛ノ進様よりも、横川次太夫様へ御状参申候、則私状持参仕様子申上候へハ、十月朔日ニ御奉行被遣埒明申候。

一 十月朔日昼過ニ、浜大谷村之湊浜ニ破損舟打あけ申候。

一 拾五石計積申舟(刻)くざんニあけ申候、不残取上ケ申候。

一 半ひつ(櫃)つめ(め)け(げ)あ(あ)かり申候、一女房之持候ふんだい(文台)壹つ上り申候。

一 此も壹分(瓶)あかり申候、定而鳥取ニ(並)へい申と見へ申候、則浦住村下番仁兵衛殿被参、御肝煎被成候、此段横川次太夫様江(目比)ひ(ひ)や弥七遣申候。

一 浦住西野牛ノ進様へ御注進申候、鳥取より橋本八郎太夫様十月三日ニ御越、舟かす御改御預ケ被成候、下番仁兵衛殿も十月三日ニ御越候。

一 廿五枚板(床)き(き)れ(れ)き(き) 一 四枚しとミ 一 貳枚五尺

一 壹丁とこ 一 壹波かち(靴) 一 四本舟(梁)ばり

一 貳枚かわら(瓦)四(尋)ひろ 一 壹本柱長五(尋)ひろ半 一 壹本(桁)けた三(尋)ひろ

内 壹枚ハさかま(逆前)へ

一 三(三)さ(さ)り(り)つ(つ)が(が)い 一 貳本(水)ミ(水)さ(水)お 一 八枚小(水)き(水)れ

一 三枚やふれ(破)とま 一 貳丁ろ 一 壹つめ(め)け(め)ひ(め)つ 直段(除)二(除)の(除)き

一 壹つめ(飯)し(飯)ひ(飯)つ 一 壹つめ(め)け(め)ふ(め)ん(め)だ(め)い 一 壹つ水樽

直段(除)二(除)の(除)き 直段(除)二(除)の(除)き 直段(除)二(除)の(除)き

右之分(飯)慥(飯)ニ預り申所実証ニ御座候、然上ハ、何時成共御意次第ニ相渡し可申上候、為念之如斯ニ御座候、以上。

内 壹丁ハ二月十五日ニ与十二渡し

直段(除)二(除)の(除)き 直段(除)二(除)の(除)き

右之分(飯)慥(飯)ニ預り申所実証ニ御座候、然上ハ、何時成共御意次第ニ相渡し可申上候、為念之如斯ニ御座候、以上。

直段(除)二(除)の(除)き 直段(除)二(除)の(除)き

寛文十年十月三日

石井郡浜大谷村庄や

吉兵衛判

年寄 二郎兵衛

同 市右衛門

同 平三郎

同 太郎兵衛

同 次右衛門

橋本八郎太夫様

寛文十一年二月十五日二

右之舟かす(津)与十郎参売被申候、御番所仁兵衛殿被成御座、則直段十四匁二
かい申候、与十郎セ(是非)七、私へかい(買)れ候様ニ申候二付かい申候、則私之預り
取かへし申候、さねくり(奥)沓つもわたし申候、うけ取させ取申候段、三郎左
衛門証拠人二而候。

一 十月三日二但馬きよづミ清右衛門と申者之舟之由(後筆「第八久七・津山
や長左衛門娘ハ十三二成候、右三人相果」)、おぢ与十郎参候二付、左候ハ、
舟かす之預り橋本八郎太夫様へ上ケ申候間、申請候へと申候へハ、鳥取へ
被参候。

一 鳥取たん(丹後)こ町与右衛門、十月四日二被参、理不尽被申候二付、御公儀様へ
可申上と申候へハ、書物いたし越二付、かん(堪)にんいたし候。

一 其舟二、但馬浜坂村津山や長左衛門荷物積申由。

一 木綿沓こおり 一 紙子沓こおり 一 ひつ沓つ

内二木綿有てたん(反)物有之由

一 木綿甘端計、きがへし(紙)ふか(紙)ニつ(包)ミ有之由。

一 十三二成候女子之きかへゆたん(油)二つ(包)ミ有之由、し(袋)ふ袋(袋)二くりわた右之由。

右之通あかり不申間、吟味仕くれ候様ニと長左衛門申候二付、十月四日之
夜村中せん(穿)さく仕候へハ、九左衛門申候ハ、あし(綱)る之ものし(袋)ふ(袋)くろひろ
い申候ヲ、此方之方地(榜)二寄り候とて取帰、出し(遅)おくれ申候由二而ふくろ出
し申候、袋之口ニふるぎ帯一すし(筋)御座候由二而出し申候。

一同五日之朝仁兵衛殿御越、同六日之朝御帰候、同六日之晚二橋本八郎太夫
様御越、私も御同道いたし浦住へ参申候、同七日之晚二鳥取へ参、同九日

之晚二九左衛門ゆ村之籠二御入被成候。

御侘言二十月廿日二参、廿二日二帰、七郎左衛門・五郎兵衛・四

郎左衛門・私参申候得共埒明不申候。

十一月朔日二私・ゆ村半七御侘言二参、同二日二埒明、九左衛門籠より出
し申候。

一 十二月廿日二、但馬様御内伊丹助右衛門殿御取二被遣候よし、同朔日破損
舟之時、くりわた(綱)おび(帯)沓(筋)すし、橋本八郎太夫様・高浜六太夫様より御手
形参候二付済し申候、使之名忠三郎と申候、御手形ゆい付有之。

一 十一月廿日二

一新兵衛と申者ハ、彼之(背)せな(背)きられ候弥三郎、又是ノ市助よりハ廿間計先二
出申候由、栗谷ノ溝ばたノ道通り候時、七つ計之女子、溝より鳥(洗)あらい居
申候人引上ケ被申候ヲ見候て通り、さて惣(小)こやの前二(籠)わら(籠)ろし(休)やすミ申
候時、跡二而何かと高(声)こへいたし候ヲ聞にげ申候二付、様子不存候と新兵
衛申候。

一 弥三郎申分、兄弟共ニ(籠)わら(籠)おい出申候、おさ(幼)なき子何とて溝へ(落)おとし候や
と御(此)しかり被成候二付、私共ハ(此)ゆめ(此)も不存候と申候へ共、理非も御聞不
被成、二人し而散々ニ(打)ぶち被成候、沓人ハ竹(杖)つ(折)れ候と刀御ぬき、に(逃)げ
候ヲうしろより御伐り被成候、沓人ハ(臨)さしヲ御(差)さし二候、下ノ方より
御越候人も(臨)さしヲ御(差)さし候が、市助に(逃)げ候所ヲひき(逃)げずり、弥三郎い申
候所迄被成御座、ち(打)やうちやく被成候、右之通二申候、御(医)いしやハ宗(医)系門
様御付キ被成候、村二つれ帰養生いたし候へと御郡様被仰候二付、つれ帰
申候。

一 高式拾三石計作申百性(遊) 蔵見村おやハ太郎三郎

子 久蔵

同 市助

同 弥三郎きられ

きられ候弥三郎ハ養生仕候へハ、死不申候、其きり候人ハ、番ノ所左衛門
殿御子息之由、御公儀様より沙汰ノ限と被仰候て、御私被成候よし。

一 寛文拾年とううす竹之代銀払申候、杉浦分右衛門殿御手形有之。
一 もやい米之事。 右田畠沓反二付、沓合ツ、米出させ集置可申候、郡中御

百性共(救)すくい米ニ可仕事、七年のことく悪敷年ハ、是以
用捨可仕事、日ハ式合宛集置候へと被仰候、いよいよ沓

合宛ニ集置申候。

一 郡中酒屋共、五年之内透と酒造り候儀無用之事、只今有合之酒、壺合ニ而も百性ニ売候ハ、可為曲事、但、町浦住侍共有之候ニ付、式軒之分御免、三右衛門・仁右衛門也。

一 郡奉行共、前へ罷出候公事にも、公事銀廿目宛、双方より出し置候ハ、可罷出事。

一 竹伐人足之事、此以後御扶持方不被遣候間、然上ハ五束伐りニ被仰付候、左様ニ心得可被申付事。

一 口上ニ申渡候通、弥百性共ノ手前、随分おこりヲしりぞけ申様ニ村々念ヲ入可被申渡候、当年猶以世中能候時節、くい物等ニ至迄、随分ぎこく物ヲたへ、おこり無之様ニ可被申渡候、若相背もの有之ハ、内々以横目承届候間、急度可被申付事。

寛文拾年七月廿二日 小泉藤五郎

鱸分之丞

ゆ庄や

七郎右衛門殿

大谷庄や

吉兵衛殿

其時之具之様子書付、ゆい付置也。

殿様御四拾二ノ御年賀之御書出シ

一 御年賀在々、百性御祈祷仕候儀者、御郡切ニ而、郡之内大社にて可申付候、御初尾米御郡之大小ニよらず、惣方一郡五俵宛之事、但本俵。

一 右急々ニ付而、先壺里米御取替つかわし可申事。

一 右御初尾ニ、相心ニかるき御祈祷可仕候、惣方湯立可然事。

一 御祈祷之節、大庄や・中庄屋罷出、上下ニ而相詰諸事物言事不仕候様ニさいばん可致事、相撲之儀ハ弥かたく停止也。

一 御祈祷之御札之儀、来月朔日より内ニ、大庄や壺人持参可仕候事。

寛文拾壹年

正月十五日

石井郡大庄屋

其時、御郡奉行様よりミの紙

一 筆申遣候、御年賀御祈祷之儀、百性中仕上度由、御老中迄得御意申処ニ、

かろく心次第と被仰候、則書付遣申候、可被得其意候。

一 壺厘米、大塩文左衛門殿へ爰元ニ而理り申候間、四斗八升入五俵諸事入用ニ遣可被申候、取替可申候。

一 湯たての時分、酒入可申候間、式斗程兩人之切手にて、取寄可被申候。

一 不及申候へ共、湯立の刻おひた、敷いたし不申様ニ可被致候、書付ニ而中庄屋と有之候へ共、御郡ニ而中庄や無之、組頭迄ニ候間、組頭罷出可然と存候、来朔日より内吉日見申可然と存候。

小泉藤五郎 判

早川与左衛門 同

正月十五日

石井郡湯村七郎右衛門殿

浜大谷村吉兵衛殿

一 寛永拾貳年二月五日殿様御ほうそう被為成候時、御祈祷之御湯立、太田村ニ而仕候由。其時之書付申候而、ゆい付置申候。

寛文拾壹年 太田村ミどり大明神ニ而仕候、御湯立之御祈祷。

一 四斗八升入五俵 内三俵式斗六升 飯米ニして

残、壺俵式斗式升 代三拾式式分五毛 直段四十三分五

殿様御年賀之御祈祷

一 惣ノ入目百六拾七分五毛 何か之入目

内三十式式分五毛右之銀二引

残百三十五分四分

内六十七分七分

内六十七分七分

其時ノ組頭 細川八右衛門

小田大谷六郎右衛門

八重原久右衛門

岩常五郎右衛門

本浦住五郎兵衛

大羽尾四郎左衛門

白地加右衛門

高山彦太夫

一十 本浦住権大別 一六 岩本宮進

一廿 馬場村大膳 一六 中村宮本

一七 刃太田兵部 一四 刃三分陸見ノ神子

一七 刃内江寺とのも 一四 刃三分恩地ノ神子

一七 刃印内かもん

一七 刃岩常中務

一七 刃ゆ村きやようぶ

合七十五刃六分神主・ミコノ礼

右之御祈祷、正月廿四日之晚より同廿五日迄二仕候、神主衆めいめい時分之御祈祷も廿五日二いたし被申候、物言事も無御座、天気も能、目出度御祈祷二而御座候。

一其時之可入物、ゆい付置申候。
寛文十一年

一本浦住村三郎右衛門子五助、ふだん病気もの二而候二付、役二立不申と常々しかり候へハ、くびくゝり、二月四日昼相果申候、吟味仕候へハ何之子細も無御座、右之通之由、則庄や五兵衛・年寄五郎左衛門・源兵衛書物取申候。

仕上ル書物之事

一大羽尾・小羽尾・陸見三ヶ村之神主左近、去冬相果申二付、其後家神子二当郡円江寺主殿不通左太夫と申者入神主二仕候、宗旨八禪、当村隣海院旦那、慥か成者二而御座候、神職被仰付可被下候、何も三ヶ村之氏子共不残相談仕候、然上ハ以来申分少も無御座候、為後日書物御渡し申候。
寛文十一年三月十六日

大羽尾村

庄や

年寄

小羽尾村庄や

年寄

陸見村

庄や

年寄

吉村清左衛門殿

右前書之通、然共、慥二承届ヶ入神主二仕候、為念之如斯二御座候。

亥ノ三月十六日

大膳 大別

吉村清左衛門殿

表書之通、私遂吟味、入神主二致させ申候、為念之如斯二御座候、以上。

亥ノ三月十二日

吉村清左衛門殿

一三月廿三日二大荒二、若狭ノ獵舟六人乗三艘行衛知不申候、就其浦住御番所、又ハ下番衆・我等罷出、宿二預り有之候銀子水上ヶ帳ヲ以吟味いたし、残ル舟頭へ相渡し申候、慥二請取候との書物取置申候。

早瀬ノ舟二艘 舟頭 太助

与作

常神ノ舟壹艘 舟頭ハ長三郎 岩本村宿之書物 太助 宿 忠兵衛仕候

与作 同 惣四郎仕候

長三郎 同 一郎兵衛仕候

宿銀子ヲ相渡し申候書物之事。

相渡し申銀子之事

一何十目 但、丁銀也 舟頭たれか印

一何十目 但、丁銀也 舟頭たれか印

右ハ、三月廿三日之大荒二、舟何艘破損仕相果申哉、行衛知不申候二付、我等共預り申銀子、水上ヶ帳ヲ以不残相渡し申候、其外きかい何二不寄、宿二御座候物不残相渡し申候、為念之如件。

寛文十一年 因州石井郡岩本村

三月廿六日

たれ殿 宿 たれ殿

たれ殿 宿 たれ殿

右之通我等共参吟味いたし、慥二承届ヶ申候、為念之如件申候。

亥ノ三月廿六日

長江 仁兵衛 判

奥村 善兵衛 判

浜大谷村大庄や

たれ 吉兵衛 判

一 洗井村仁右衛門と七右衛門と出入有之候、子細ハ七右衛門田ノ下ニ仁右衛門畠いたし、田ノ下(岸)きし(二)いたし候二付、出入ニ成候、七右衛門利分ニ而候へ共、畠ニ茶、仁右衛門植申二付、我等共もらい分(二)いたし相済申候、三月廿八日二則、書物仁右衛門手前よりいたし、七右衛門ニ遣し申候、(岸崩れ)きしくつれ候ハ、仁右衛門よりいたし可遣との書物七右衛門ニ渡し、仁右衛門・七右衛門両人之書物ハ、七郎左衛門へ取置被申候。

一 岩常村二郎右衛門と角兵衛・長右衛門と畠之出入有之候。

一 銀子六十目 一米四斗八升入四俵、寛文元年丑ノ年より(寛文十年)戌ノ年迄十年切、上田壹反八畝廿六歩半質ニ入申候、当年年明キ申二付、(戻し)請もとし可申と申候、其時之請かし。

一 十六匁 一 壹石八斗四升、寛文八年より十年迄三年之本利相立、同村六兵衛同畠九年切りかい申候、我等共奥書いたし遣し申候、三月廿九日ニ相済、其時畠七畝もうけ申候、米町升式斗四升・銀子四匁。

寛文十一年

一 細川より海士・ゆ山村ノ浜ニ寄申物ハ、右ニも横川次太夫様直ニ注進申由、下番ノ衆被申候而、右之通ニいたし可然と西野牛之進様より申来候、則御状有之候。

一 三月廿三日之昼ノ八つ時分ニ、吉田ノ沖ニ而、舟ハ橋津ノ茂右衛門舟、荷主ハ久米郡今西村之忠左衛門、米四斗入式拾俵、(鏡)づく六十壹駄、荷物ハ沖ニ(打捨て)而うちすて候由、我等牧谷へ参、鳥取へも状遣候、橋津、又今西村へも状村送りニ而遣し候へハ、荷主忠左衛門も被参候、舟寄候てかけ見申候へ共、少も無御座候、書物取申候、卯月朔日ニ罷歸被申候。

茂右衛門弟

舟頭ハ 十右衛門

藤右衛門

甚助

荷主忠左衛門内ノ

安兵衛

後ニ計立申候

一 長四間廻り二尺廻り、ゆ山村之浜ニ三月廿七日ニ寄申候二付、則安養寺猪之助様へ、ゆ山村庄や御理り申上候へハ、其ま、引上ヶ置候へと被仰候由。一 橋(航)く(航)い五本、(腐れ)くされ木右より浜ニ御座候、田中六郎左衛門様へゆ山村之庄

や預りいたし置候由、今度三月廿九日ニ猪之助様よりゆ山村庄やニ被遣候。一 立ちあ(網)ミ(網)ノとう木、右より浜ニ御座候、横川次太夫様へ細川庄や預りいたし置候由、今度三月廿九日ニ猪之助様より庄やニ被遣候。

一 松木長六間半、は、壹尺、あ(厚さ)つき七寸虫(厚さ)くい木、(陸上)くかミ村之浜ニ寛文十年十月廿五日ニ寄申由、明卯月三日ニ□□。

一 橋(舟)けた(舟)(見せ消ち「くい」) 壹本、右より浜ニ寄申候、(腐れ)くされ申候、(陸上)くかミ村へ御座候。

一 同けた壹本、右より浜ニ寄申候、(腐れ)くされ申候、小羽尾村へ御座候。

寛文十一年

一 寛文八年ノ暮ニ米五石村中より預り、寛文拾壹年正月十九日ニ算用いたし相済申候、則村中より慥ニ請取候との書物取申候、此米ハ寺普請ノあてニ可仕と村中相談いたし草臥之内ニ而置申候米也。

寛文十一年

一 町浦住久左衛門養子、寛文九年ニ走り申候、当年法美郡岩常村へ奉公仕候、寺判宗旨請無之候へハ不成候二付、(陸上)くかミ村へ参取可申といたし候所ニ、久左衛門聞付、此方へ理り申候、我等あ(扱)つかい(扱)いたし、来年より五年遣申候、埒明させ候筈ニ陸見村庄や・仁三郎是書物取、久左衛門へ相渡申候、則あ(案紙)んし、此帳ニゆい付置也。

寛文十一年八月二日

一 町浦住村大工平左衛門、鳥取(二階町)ふる(下町)や町大工五郎左衛門所ニ入む(二)入申候由、御郡様へ御理り申上候へハ、村々庄や・年寄之書物取、(構い)かまい無之候ハ、遣候へと被仰候二付、書物取申候。

同年八月二日

一 鳥取江崎町長兵衛、町浦住村へ置申度由、請相ノ書物有之候。

一 町浦住村九郎左衛門不念有之、度々之事ニ候二付、御公儀様へ可申と存候処ニ、何れも御託言書物有之也。

寛文十一年

一 陸見村隣海院姉、鳥取より陸見村へ参度由、請相ノ書物有之。

同年

一 宮脇金右衛門様御預り作兵衛と申人ノ母・女房、町浦住村勘兵衛所へ置申度由、請相ノ書物有之。

同年

一八上郡久野寺村春と申女子、参宮仕下向ニ、爰元ニ而九月八日ニ産仕候ニ付、久野寺村へ人遣し、則船岡村助左衛門方へ状遣し候、返事女子請取候との書物取申候。

同年十二月十六日

一海そうめん九貫四百目 松井善助様へ払

三匁九分 大谷村

代三拾壹匁三分 村々へ相渡申候手形御座候

寛文十三年之八幡御祭りノ入用ニ指次相濟

市郎右衛門 太郎兵衛

寛文拾壹年九月廿二日ニ狩野源之丞殿國中絵図被成候時書写置申候。

因幡国郡・郷・保・庄

巨濃郡十九

一日野ノ郷 陸見村 小羽尾村 竹美村 大野郷

白地村 高野郷 岩井庄内 本庄 久松保

岩恒保 大谷保 浦富保 吉田保 蒲生郷

宇治庄 高山別府 新宮保 摩耶社

因幡国五十座 大一座・小四十九座 巨濃郡九座並・小

恩志呂神社 大神社 佐弥乃兵主神社 高野神社

許野乃兵王 二上神社 御湯神社 日野神社

甘露神社

右ハ延喜式之抜書ニ有之也。

寛文十一年九月廿二日ニ大谷へハ被参候、殿様より被為仰付、狩野源之丞殿國中之絵図被成候時書写申候。

寛文十式年

一法美郡木野原村之者、当郡荒金ノ山ニ木ヲ盗ニ参候ヲ、荒金村之者共長三

郎・忠三郎・三藏三人参逢とかめ候へハ、木野原村之もの忠三郎頭ニよき

ヲきりこミ打ころし申候、正月十八日之事ニ而御座候、則十九日之早天ニ

鳥取御郡様へ御理り申上候、法美郡大庄や衆・木野原村之庄やへも被参、

死かい見届被申候へと申遣し候へハ、おかますの弥兵衛・高岡之与兵衛・

木野原之庄や十九日八つ時分ニ荒金へ被参候、則私共ハ朝より参居申候、右之衆へ死害見せ申候、岡益弥兵衛・高岡ノ与兵衛ハ大庄や衆之使ニ被参候由、右之通罷歸、大庄や神垣伊左衛門・立川安右衛門ニ可申由ニ而被歸候。

二月廿七日ニ、荒金村山ノ様子見届ケニ、私・ゆ村喜平次・小田ノ大谷市

左衛門・長江又市、其外荒金之もの共山へあがり申候、同廿八日ニ、村田

太郎左衛門様・小泉藤五郎様・早川与左衛門様荒金村迄被成御座候へ共、

天氣悪敷山へあがられ不申候故、一夜御とまり被成、廿九日ニ与左衛門様・

私ハ荒金村より山へあがり申候、太郎左衛門様・藤五郎様・ゆ村七郎左衛

門大坂越ニ山へ御上り被成候、法美郡より八楨九兵衛様・鱸分之丞様・大

塩豊左衛門様山へ御あかり被成候、

扱其夜ハ苗代村へ御泊り被成候、私共も泊り申候、鳥取へ三月朔日ニ御歸

候、荒金村長三郎・三藏ハ私へ御預ケ被成候。

一絵図山之間敷、何か可入物ゆい付有之候、其後本場はくしやういたし、九

左衛門・甚吉・庄や五郎兵衛御成敗ニ被仰付候。

同年極月

一海そうめん 升目ハ九斗有之由、

九貫百目 松井善助様へ払

壹匁五分大谷村

代拾匁五毛 村々へ相わたし手形取申候

寛文十三年八幡ノ御祭り入用ニ指次壹匁五分

惣ニ請取相濟

市郎右衛門 太郎兵衛

太郎兵衛

一本町三丁目大工作右衛門いもうとりんと申女、大谷ニ而与市郎と申仁之妻

子ニ而御座候所、実正也、如何にも慥成儀見届ケ申候、宗旨者真宗寺之且

那之由ニ御座候、為後日如此二候。

寛文十式年 多門丁式丁目あつきや町

子極月七日 目代 源左衛門 判

大谷村吉兵衛殿

岩井郡大谷村与吉女房、生国鳥取本町三丁目組大工作右衛門妹、当寺檀那

紛無御座候、為証拠如件。

寛文拾式年

真宗寺判

子ノ十二月十一日

庄屋吉兵衛殿

右二通之書物五郎兵衛方へ持せ遣申候。

一寛文拾三年日野八幡宮御建立之書上、吉村清左衛門様へ上ケ申控也、五月十五日二御遷宮仕候。

同年卯月廿二日

二百四拾五匁大仙奉賀、湯山村善十郎へ伝言申候、則法雲院御手形参候、湯村七郎左衛門触下より百六十目、是も善十郎へ伝言申候。

同年卯月五日

一寛文十三年之他借米之利、夏(借り)かり元利合五十八石、御代官様より町人衆へ御渡シ被成候、則めいめい請取手形取置申候。

六月十日

一六拾貳枚長三間ノ松板

一十八枚長半

寛文拾貳年子ノ九月より鮭納ノ番定覚

子三 庄や吉兵衛

子一 清左衛門

善左衛門

六郎左衛門 壱人分

平左衛門

子二 清十郎

市右衛門

次右衛門 壱人分

太郎兵衛

吉右衛門

子五 七兵衛

子四 助五郎

合五人分

内七兵衛・助五郎三人分毎年四番、五番仕候筈、

残ル三人ハ毎年くじ取、則村之年寄・村中相談

二而相極置者也、其写・本書ハ岩本村との出入

ノ書物と一所二有之候。

寛文十三年

一海そうめん四斗式升 代六匁 壱匁浜大谷村

竹井十郎大夫様へ払

同年 寛文十三年八幡ノ御祭り之入用ニ指次壱匁二請取相済申候。

市郎右衛門[㊦]

太郎兵衛[㊦]

一本庄村新堤敷地ノ書付有之候。

同年

一借り舟二而商人二参候程之ものハ、私手形遣候へと被仰、此段五月二日二猪之助様へ参候へハ被仰付候、早川与左衛門様も被仰候、湯村喜平次二早川与左衛門様被仰候、則喜平次書付有之候、延宝貳年八月二も、右之段猪之助様より被仰付候。

延宝貳年

延宝貳年

一他国よりノ懸り舟ノ者陸へ上り申時、私手形二而上り候得共、罷歸候時ハ手形(戻し)もとし申寄、右之通伊之助様より被仰付候、則御状有之候。

延宝貳年

一海そうめん八升、代壱匁一分、村々へ渡し手形有。

寛文十三年八月十八日

一坂鳥打申人数、二郎兵衛・与十郎・二郎作・新左衛門・市右衛門・久三郎・吉右衛門・甚十郎・三郎四郎・彦十郎・善七・平三郎、合十三人、杉山惣五郎様へ書上ケ申ひかへ。

一延宝貳年卯月廿七日二、松平(加賀・前田綱紀)加賀守様より為御褒美八講布五疋私へ被下候、

陸見村・岩本村・網代村・細川村・岩戸村右五人へ三疋つゝ被遣候、則諸寄ノ御宿平右衛門被参候、同廿七日二岩本村善兵衛二状持せ、鳥取安養寺

猪之助様・御郡様・御代官様へ御理り申上候、猪之助様より御老中様へ御尋被成候へハ、返上仕候へと申来候二付、諸寄御奉行桑原東左衛門様へ私

状進上仕候、去年之御奉行ハ小嶋豊右衛門様と申候、猪之助様御内より之御状ゆい付置也、承候へハ、猪之助様へも御進物参候由、

五疋八岡市太夫殿

五疋八山崎助右衛門殿

右之分も御返遣被成候由。

酒屋衆酒次第二へ(減り)り、只今之作り高

酒屋衆酒次第二へ(減り)り、只今之作り高

酒屋衆酒次第二へ(減り)り、只今之作り高

- 一四拾五石いとや三左衛門
 一拾式石五斗　しのや仁右衛門
 一四拾五石　平七郎
 一三拾石　清左衛門
 一四拾五石　平右衛門
 一四拾石　二郎右衛門
 一拾石五斗　岩常六兵衛分
 　　　　　　平七郎
 一十三石式斗五升　高山村徳左衛門へかい申
 　　　　　　　　　　五郎左衛門
 一七石五斗　大谷善左衛門分
 　　　　　　　　理左衛門
 一六石式斗五升　陸見八郎兵衛分
 　　　　　　　　　二郎右衛門
 一五石　平右衛門
 一五石　儀左衛門
 酒造高　合式百六十五石　右作り候二四歩一ノ分
 一前書之銘々酒造高、老少も相違無御座事。
 一延宝五年之御改御法度無御座候、以前之高ノ四歩一造り可申由被仰付候、
 当年も寒造、延宝五年之造高程被仰付、得其意奉存候事。
 一新酒、来二月朔日より売可申候由被仰付、是又、得其意奉存候、其内八一
 切売申間敷候事。
 右之條々於相背者忝茂。
 右之通延宝七年二申来、せいしきせ七月十日二あけ申候。
 　延宝三年卯月晦日、うしまのあき場岩本村平三郎二かし申候、
 　ちん二ハいかヲくれ候可申とやくそく申候、岩本庄や状有之。
 一延宝三年之浜大谷村・湯山村坂御運上銀三十五匁、多田善太夫様へ払、
 藤岡喜兵衛様御手形参申候。
 一同年五月廿六日二、松浦仁左衛門様夜廻り二被成御座候、湯村二而七郎左
 衛門大庄や御赦免被成、喜平次二大庄や被仰付候、同七年之暮二喜平次佐
 言いたし、彦三郎二被仰付候。
- 一同年六月十二日二、村庄屋六郎左衛門二被仰付候二付、水帳・寄帳・新開
 帳・御未進帳・塩之帳相渡し申候、則請取ゆい付置申也。
 一伯州様、九月廿一日二御入湯被為成、たねか池御鷹野被為成、其日私所へ
 御こし御かけ被為成、其時あわび五はい、たい二すへあけ、荒木伝左衛門
 様之御取つき二而御目見へ仕候、直二あわび三はい酢かい二被成、御あが
 り被為成、殊之外御機嫌能、十月七日二御揚被為成候、壹歩壹つ御拝領仕
 申候、七山御きしかり之時も御こし被為参候、新井村ノ山ヲ二度、都合三
 度御きしかり御座候。
 一うみさうめんノ代式匁四分、辰ノ二月九日二渡し相済。
 延宝四年九月六日二、細川村
 一壹斗六升、海素麵代壹匁七分、明正月十日二村々へ相渡し、書物取置申候。
 一延宝五年、うみさうめん五斗、代十式匁五分、明卯月十三日二渡し、手
 形取置申候。
 二月二被参候
 一観音様・湯村七郎左衛門上京被参候時、しやうこん仕壹歩式つ伝言申候。
 一延宝六年分、海素麵式斗五升四合、代八匁、明日五月十三日二渡し、手形
 取置申候。
 一同七年、我等参宮ノ留守被仰達書物御写申由申候。
 一同八年分、海素麵式斗五升、代札銀三十五匁渡し相済。
 一同九年分、同四斗六升、札銀百十三匁二分、村々へ渡し相済。

宝永八年（一七一二） 御用日記

（表紙から数丁分欠）

〔^{（欠損）}〕 荒尾志摩様 乾安房様

〔^{（欠損）}〕 鶴殿和泉様 荒尾筑後^{（録之）}□

御郡代 米村所平様

御郡奉行 青木甚大夫様 御^{（欠損）} 〔^{（欠損）}〕

〔^{（欠損）}〕 二宮幸介様 此御兩人様因^{（欠損）} 〔^{（欠損）}〕

因伯壹年替り二御勤被遊候

同断 米村四郎次様

溝口庄兵衛様 此御兩人様伯耆

岩井郡御普請奉行遠藤助之進様

一大谷村沢正月七日より鳴申候、委細此内二有り。

宝永八卯

一 二月七日、御郡様より御用之儀有之由、御書参伺言仕候へハ、岩常村次郎平跡役被仰付候二付、色々御断申上候へ共、相勤候様二被仰付、九日二宜敷被仰由二付請申帰り申候、新井源蔵、私跡役右同日二被仰付候。

一 二月十一日、所平様^{（米村）}・甚大夫様^{（青木）}・幸助様^{（二宮）}、又者竹内林二郎様・喜多村彦二郎様・御下奉行御兩人、浦留村御詮儀二御越被遊、十二日二御帰被遊候。

同日

一 町浦留村八兵衛、御地頭様借り米三年符二被仰付候。

一 □□^{（虫損）}御請不申二付、御国御追放被仰付候、妻子八相□□^{（虫損）}放被仰付候。

一 □□^{（欠損）}「摩様正月廿四日二岩井二御入湯被遊、二月七日二御揚り被遊候、私宅二御寄り被遊御休、御帰被為遊候。

二月十四日

一 鈴木助左衛門様（後筆「庄介様御事」）より御状参候、町浦留桶屋仁兵衛甥恧人・甚兵衛子半兵衛以上式人、佐治平左衛門様二奉公仕、請状見届くれ候様二と被仰下候、請人甚兵衛・佐兵衛是ハ半兵衛請人、佐左衛門・仁兵衛是ハ仁兵衛甥ノ請人、右之通見届ケ申候。

二月十四日

一 溝口庄兵衛様御書参候、中村源兵衛・太田村勘右衛門兩人、梶川惣兵衛様へ御奉公二有付申由、請状見届越候へと被仰下、判本見届指上申候、太田勘左衛門請人同村仁兵衛・勘兵衛、中村源兵衛請人忠兵衛、右之通見届、庄兵衛様二上ケ申候。

一 津田将監様、二月□□日二岩井二入湯被遊、十六日二御見廻申上候。二月十六日夜ル九ツ

一 甚大夫様より御書参候、浦留之儀二付、急御用有之候間、岩本勘七指越申様二被仰付、則御状相添勘七二申遣、十八日二勘七参上仕候、丑ノ春本浦留借り本人別帳仕上申様二被仰付候。

一 我等跡役宗旨庄屋新井村源蔵二鉄炮十八挺相渡し請取手形也、前十八挺私預りハ、前二帳面二書印有之候^{（欠損）}「八日二請取申候状も有。

一 二月廿三日、兩人共二罷出申候、兩浦留散田不埒二付、段々御詮儀被遊、請不申者八人御国御追放被仰付候、三月二十三日二。

一 町浦留大工吉左衛門、去年ノ散田式反計御座候二付、此分御はづし被下候様二願、則御用場二召連罷出、大工ノ儀二候間、右之分はづし遣候へと被仰付、其通二式反ハ村二割符散田仕候。

一 造酒正様^{（池田仲央）}御内灌三郎右衛門様より（後筆「飛脚」）御状参候、二月十七日二参候、丑ノ年塩不足三十式俵有之、則判形ハ中嶋庄や善三郎・西庄や甚左衛門兩人借り判形由、内十俵余寅ノ年中^{（宝永六年乙卯）}申由、メテ廿俵計之内八俵当春入、メテ十壹、式俵不足、近々二払申様二申付候、三郎右衛門二も御返事申上候、兩人メ。

一 左近村喜兵衛、去冬御年貢不足老石式斗有之、依之自分林長三拾間、横十五間切売仕度由御断、甚大夫様より御聞届被遊、書上二裏書被成被下候、高田吉兵衛様当、庄や甚右衛門二相渡申候。

一 町浦留大工重右衛門養子盜仕候由二而、重右衛門仕立も悪敷二付、鳥取よりすぐ二吉成村二籠舎被仰付、二月中旬二岩井ノ籠二御入被遊候、吉成二而籠賄入用、三拾式匁六分三りん八毛御郡様へ書上、則甚大夫様より二月

廿三日、十右衛門類ノ者より取立指出申様二被仰下申渡シ候、三月廿六日五左衛門へ渡銀之時、立用二而請取申候、三十式匁六分四り^{（受け）}こけ取申候。

一 御舟手梶浦五郎兵衛様へ、二月廿三日二御目見へ二参候、御下役増田伝兵衛様・浅沼庄兵衛様・上村覚兵衛様へ御近付二成り申候、重而御見廻可申上候事。

上候事。

一手錠式つ、岩常村二郎平より請取申候。

二月廿六日、竹内林次郎様、町浦留二御越被成、両浦留ノ御地頭様借、当暮より三年符二被仰付候、得御請不申者ハ御追放被仰付候、御追放二罷成候へハ、御地頭様ノ御損二成り申候、本浦留も古借りハ右同断、新借りハ其負主、得御請相不申候者ハ御追放被仰付、其者ノ分ハ跡ノ惣百性^(惣)中弁二被仰下候、委細帳面有、此新借りノ分ハ、只今不残御上より御取かへ、和泉様へハ御払被下、当春より元利御かけ

本米廿五石九斗五升四合式夕代五十式匁五りん

老貫四百十九匁三歩七り

此利式百十式匁九分壹割半

之利銀者、右ヲ三割ニして壹分四百七十三匁、壹分式りハ当秋取立払申様二被仰付候、則三月十二日二罷出候へハ、右之通甚大夫様より被仰付、証文仕上ケ申候、銀子ハ御郡様よりすぐ二和泉様へ御払被下等二候、私請取不申候。

大殿様吉岡へ御入湯被為遊、二月晦日二御揚湯被為遊二付、御用馬八疋被仰付、両浦留二而廿九日二吉岡へ参着仕相勤申候、甚大夫様より御状二而被仰下、二月廿八日夜ル四つ二相届、御請ノ御返答申上候、両浦留二御用馬七疋有之二付、壹疋ハ外ノ駄馬遣申候、然所二御用馬ノ内壹疋足ヲ痛得不勤、御断申帰り申候。

一 浜大谷村(後筆「三年跡」) 丑^(宝永六年)ノ春散田請合不申、御追放被仰付候者共、此度御断申上候へハ、私御役儀之きぼ二御免被遊、所二帰参仕候、其次而二川崎村伊右衛門・善九郎・七郎兵衛・助三郎・吉右衛門以上五人、太田村甚四郎・九郎左衛門・勘七三人御免、所帰参仕候。

一 町浦留御地頭様三年符相濟不申内ハ、連判・質物庄屋二御預り被成候、二月廿七日竹内林二郎様浦留二御越被仰渡候。

一 田後村なだや孫二郎、母親ノ氣二違、兩年計町うらず^(浦留)ニ引退居申候所、当春田後二帰り外家二居申候へハ、親せら^(親合)い村之内ニ置申間敷と申二付、孫二郎腹ヲ立、親ノ家ニ夫婦共二帰り居申候、親殊之外腹立二付、村中番ヲ仕居申、二月廿九日二断参候二付、先孫二郎母親ノ家遠慮仕、外ノ家ニ退候様二申付、追而様子聞可遣と申付候、尤組頭・庄屋へも申付候事。

二月廿三日

一 町浦留弥兵衛と申者、当春散田請不申二付、御追放被仰付候、就夫、山田

屋半六より借り米有之、家屋敷質物二入居申二付、質物不残山田屋二相渡申様二被仰付候。

一同村喜兵衛、宝永三年ノ頃、(後筆「建部作左衛門様より買い請也」) 神崎やより質物、田地・家屋敷書物、銀子かり申所、年符二いたしもらい候へ共、少も払不申二付、当春御上より質物不残相渡し候様二被仰付候、則様子此内二有。

一 岩本出入、三月八日二湯村二而聞埒明申候、勘七二、夫銀帳壹冊有、去冬書出。

一去冬、岩本御藏先米手形、御郡様へ有之候ハ、御藏奉行岡本加吉様・福田惣大夫様より、銘々兩人御郡様へ御断申上、其手形取候もどしくれ候ハ、右之御手形ノ内二こミ米御座候二付、其込米ハはづし、残り分手形調直シ上ケ申度と被仰候二付、二月晦日以書状大谷久四郎鳥取二遣申候へハ、甚大夫様より此方二ハ無之候、勘定場二有之由被仰下、其通御返答申候事。

讚州金毘羅へ参詣ノ者手形返シ申村二丸仕ル事

一 岩戸吉三郎・勘兵衛兩人、○田後市左衛門・伝四郎・勘三郎・庄八・弥吉・長太・市左衛門母以上七人、○左近村甚右衛門・伊兵衛・九左衛門三人、細川幾右衛門・豊九郎・須兵衛、久志羅善兵衛、町浦留宇一郎、右之者讚州金毘羅へ参詣仕度由願申二付、往来手形遣申候。

三月三日

一 壹匁五分鳥取より牛銀取帰ルだちん^(駄賃)、大谷村夫四郎二相渡ス。

一 山根幸左衛門様、三月四日二湯山越二当郡御廻り被遊候。
一 幸介様より三月八日暮六つ二御書参、造酒正様来ル十一日二江戸二御発賣被為遊二付、御用馬八疋、十日二参候様二被仰付、湯村二而三疋、此方二而五疋遣申候、尤馬宰領人本浦留清二郎中間より雇申由二而参申候、銀拾五匁此方より借遣申候、前々其通二仕かり申由二候、十四日二帰り申候。

酒作り申覚

四百五十目 三百目

一 三拾石鹿野屋仁右衛門 一 式拾石山口屋半六

百五十目 三百目

一 拾石花屋勘兵衛 一 式拾石栗屋須藏

当春より御断申上作り申候、岩常岩藏かぶノ内也

六百目

一四拾石栗屋茂右衛門 一五石同忠吉

七十五匁

合百貳拾五石

此御運上 壹貫八百七拾五匁

一四拾九石六斗去冬陸上塩手借り米内

塩五百俵・三十石 御表様分

塩百六十六俵式斗・十石 造酒正様分

塩百六十俵・九石六斗 御用場分

此塩八百廿六俵式斗内、貳百廿六俵式斗四月晦日切

貳百俵五月晦日限

四百俵六月晦日限二申付候

一貳石式斗八升 湯村四郎左衛門分

此内四斗八升・塩八俵 渋谷藤兵衛様

六斗・塩十俵 榎軍兵衛様

四斗八升・塩八俵 木村重兵衛様

七斗貳升・塩十式俵 四郎左衛門分

一九斗六升・塩十六俵 森官右衛門様分 兵二郎請合

本俵二内壹俵河崎直右衛門様分

一四石八斗 岩常二郎平分 同貳俵 染田豊左衛門様分

同五俵 近藤本右衛門様分

同貳俵 二郎平分

一三月十日、佐藤多賀平様大谷村二御越、大谷ノ沢新川、此度御普請被仰付候由、尤沢御田地二被遊候二付、新百性^⑤聞出、御断申上候様二被仰付候。一同十三日、甚大夫様より御書参候、来ル十九日大殿様江戸二御発賀^⑥被為遊

二付、十八日二御先番衆へ御用馬十疋当郡二被仰付候由、湯村二而四疋、

浦留二而六疋申付候、此度馬給ハ湯村より遣し被申候。

一三月十五日、松田八之進様より御状参候、此度本浦留御追放人ノ内甚右衛

門儀差出しくれ候様二被仰下候二付、甚大夫様へ御内意御窺申上候へハ、

如何様ノ儀二候哉、無左候へハ、延し成りかたくと被仰下候。

一同暮六つ半、甚大夫様より御書参候、十八日二御用馬十疋被仰付候共、相

違(後筆「成候事」)有之儀二付而、六疋被仰付候、尤平福迄通シ二被仰付候、内三疋浦留二申付候、メて三疋湯村二申付候。

一本浦留甚右衛門、此度追放被仰付候処二、松田八之進様ノ屋敷二も被仰

遣、御相談可被成二付、相延くれ候様二、十五日二年寄作左衛門二被仰下、

十六日御状被下候二付、すぐ二鳥取へ其通申上候へハ、如何様ノ儀相待候

へと被申哉、様子早速申越候様二、無左候者、延シかたくと被仰下候、又

十七日二八之進様御状被下候二付、御返事申処、八之進様御状有、十八日

二甚右衛門より年符、八之進様二御相談二而埒明二付、御上二御苦勞少も

かけ申間敷由願書、組頭も判二而出申候故指上埒明、御免被遊候御返事有、

尤八之進様よりも御礼状有。

一町浦留連判・年符請不申者御追放被仰付、其所闕所仕、質物・諸道具、和

泉様御家頼中嶋半介殿御越御請取被成候処二、諸道具証文表二不足仕候由

二て御請取不被成、十六日二鳥取二御歸り被成候二付、十七日二御書状甚

大夫様へ御断申上候、尤村中書物上ケ申候、又使町浦留忠右衛門二而御断

申上候へハ、追付御返事可被仰下由二御座候。

一同十七日暮六つ、甚大夫様・幸介様より御書参候、大殿様為御養生、毎日

朝晩桑葉被召上候間、郡中而三石計取集、御用場迄指上候様二可被仰付候、

私構二壹石五斗申付候。

一十八日、幸助様より御書参候、丑ノ年御膳米四石有之候間、払申様二申来

候由、近日払候様被仰付候、御表様ノ分四郎左衛門講^⑦二預り居申二付申遣

候。

十二日、前二上ケ申目録有少違申候、此度上ケ申二而御米被下候、下構入百

性高三百九十式石五斗八升式合、十九日二御かし米残物渡し申候、

一十九日、入百性帳面持せ、上下ノ分目録壹所二仕、湯村与三郎鳥取二遣申候、

辻目録帳面上ケ申候、入百性へ被遣米も追而指引可被遣二付、先借り請ノ

手形二仕上ケ候様二被仰付候、廿日与三郎歸り申候、畝反帳ハ上ケ不申候。

一同日陸上塩鳥取へ持参申、加路入津ノ通三枚相渡申候、使与左衛門。

一廿四日入百性へ被遣米、湯村与三郎(後筆「十九日二」)指上申候へ共、

右之通二而渡不申二付、岩本勘七指遣申候、尤兩人書状二して指上申候、

廿三日二甚大夫様より御書参候、本浦留此度ノ追放人不知候由、小泉弥平

太様より御郡様へ御付届有之由、質物など相渡し申候や、弥追放仕候や二

被仰下候二付、則此度書状二も勘七口上二も、先日被仰付之通、早速本浦

留新介・小左衛門後家・甚左衛門追放仕申候、尤御地頭様(借り)かりハ辻借二庄や仕置申候二付、質物ハ無御座候二付、質之儀御付届不仕候、此通御返事申上候、甚(左)右衛門儀ハ御免被遊被下候通、早速申渡申上候、勘七廿五日二入百性被遣米、銀二而請取帰り、廿六日二相渡し申候、借渡ノ銀高様子ハ御給米帳ニ有、尤此被遣米、秋本被遣候はづノ由、依之被遣米ノ割米秋入百性より取立、御返上仕候様被仰事。

一 三月廿四日夜ル四つ半、甚大夫様より御書参候、御用馬八疋被仰付、早速申付候、尤(浦住)うらすみニ而五疋、ゆ村ニ而五疋申付候、奉得其意候御返答申上候御書ゆ村ニ遣申候、四つ半ニ出ス、馬指本浦留清二郎遣申候、廿六日二知頭迄参申候、銀拾匁借申候。

一 廿七日、甚大夫様より御書参候、町浦留大工甚介・半兵衛兩人、去々年五分御米被遣候田式反四畝、甚介・半兵衛・仁左衛門・善大夫四人に被仰付候所ニ、当春仁左衛門分ハ和泉様より被仰下由ニ而、庄屋より散田外ニ遣候由、右三人請申事不成由、一所ニ断ニ参候付、当年一年作仕かへ、来春ハ外ニ遣可申と我等より申付候へハ、得其意帰り申□□ニ、廿七日ニ御用場可参候と申来候二付、勝手次第と申付候、右之状廿七日ニ取帰り申候、山根幸右衛門様、廿七日ニ此方ニ御泊り被成候二付、其様子申上候、大工共前代未聞と被仰候、甚大夫様へ其通具ニ可申上由ニ被仰候二付、甚大夫様へ御返書ハ不仕候。

四月

一 梶浦五郎兵衛様より四月二日午ノ刻御書参候、町浦留去年船運上十式匁払はづ之所ニ未払不申由、急度一兩日之内ニ払わせ候へと被仰下候、則町浦留ニ申遣候御状有、同三日ニ返事仕候。

一 二日朝五つ、甚大夫様より御書参候、町浦留大工十右衛門吉成ニ而籠賄銀早速取立指越候へと被仰付候、且田後庄や源兵衛子細有之二付、庄や役指免、跡役伝兵衛ニ申付候様被仰下候、且陸上村去冬大工行たおれ死申候、道具等其節村ニ預りい申所、此度村ニてせわやき申候者共ニ被遣申候、則(陸上)かみニ申遣御返事申上候。

一 陸上村ニ而去冬之行たおれニ死申候大工ノ道具、村ニせわやき申者ニ被遣候由被仰下候ゆへ、四月三日二年寄伊兵衛参、右之通申渡、尤道具具届相改遣申候。

一 桑葉三斗三升、三月廿六日久左衛門組より払、清水五郎左衛門様御請取手

形

一 桑葉壹斗式升 左近・くしらより払手形(久志羅)

一 桑葉五斗 安二郎より払手形、此方へ五月三日ニ持せ請取置候

一 同六升 中村より払手形有

一 同五斗 岩本勘七組より払手形

一 五日夜ル五つ頃ニ甚大夫様より御書、来ル八日ニ当郡宗旨御改ニ御越被遊候由被仰付候、八日ニ御越被遊、湯山より海士・細川・大谷・岩本より船二而くかみ迄御仕廻、新井村ニ御泊り被遊候、九日ニ湯谷不残、川崎・本庄・太田・岩常ニ御泊り被遊候、十日小田・塩見ニ御越、八重原御順廻、御歸り被遊候。

一 六日ニ右御返事申上候、御廻り候書付も上ケ申候、此日町浦留大工十右衛門、吉成村ニ而籠賄銀三十式匁六分四り、使町浦留彦左衛門と申者ニもたせ指上申候、御請取ノ御返事参候、両浦留三年符帳も上ケ申候、目錄前二ゆい付有。

一 同日、佐藤多賀平様より御書参候、明後八日御越被成候二付、永荒御免引、新開場御改被成候二付、組切二組頭出答申様ニ申付候へと被仰下、早々申付候御書ハゆ村ニ遣し、夜ル五つ下刻参候。

一 八重原久右衛門・平兵衛兩人、元禄十一年二池谷一郎兵衛より米壹石七斗質物受かり申所ニ払不申、此度質物請取可申由断参候二付、三月十一日四郎左衛門・私兩人聞、質物相渡申様ニ申付、委細別紙ニ書付有、本米二三(割掛)わりかけ、卯ノ春不残払埒明申はづ二、久左衛門取持埒明申候。

一 南田村多兵衛と申者、当春所ヲ罷出、法美郡卯垣村ニ参居申二付、南田村庄やより帰り候様ニ戻し人ヲ遣、其後八年寄平右衛門指遣、身付之御田地も有之二付、罷帰り候様ニと申、(後筆「先様ノ」)庄やニも段々頼申候へ共、卯垣村ニ而血判致させ申由ニ而返し不申二付、南田庄や平左衛門又申参候ハ、此方より庄屋手形も出申て何候て血判ハ致させ被申哉、則此主之牛王ニ書載申二付、善悪御戻し候様ニ又申参候へ共、返し不申二付、四月十日御郡様血判御廻り之節、其段御断申上候へハ、矢津村惣左衛門ニ可申付候、早々召連参候ハ、籠舎申付候様ニ被仰付候、則十一日ニ法美郡卯垣村ノ(後筆「庄や兄ノ由」)年寄召連参候二付、岩井ニ入籠仕らせ申候、十二日ニ入レ申段(後筆「御書状」)御断申上候。

一 矢津村惣左衛門より状有

四月十一日

一〇〇(虫想)より御追放願、籠賄不仕候様ニ願申二付、五月晦日ニ願書指上申候、多兵衛科重候ゆへ、今一志御吟味被遊、其上ニ而可被仰付由御返事参候、其後六月二日ニ因幡一國御追放被仰付由御書参、早速申渡候御書有、尤御返答申上候。

一四月十八日夜ル四つ、御郡様より御書参候、隱岐国ニ流人灘の弥八郎と申者、当二月廿五日致欠落行衛不知二付、隱岐国御代官様より雲州・伯州・因州ニ御状廻り申候、依之御郡様より若村々ニ居申哉と御書相添参、早速村々ニ触渡、則庄や衆判形取置申候、別紙書付有、四月廿四日ニ御返答申上候。

御舟奉行梶浦五郎兵衛様御下役橋本藤左衛門様・増田伝兵衛様・岡平左衛門様・鈴木竹右衛門様・浅沼庄兵衛様・二見三郎兵衛様・橋本八郎大夫様以上七人。

上村覚兵衛様是が八郎大夫様事ニ候や。

一四月廿六日晚七つ時ニ、佐藤多賀平様・(宝永六年)嶋利兵衛様より御状、去年之通御免帳相調指上申様被仰付候、すぐニ為遣申候。

一同廿七日朝五つ、湯村より幸介様御書参候、造酒正様御膳米、近日払申様ニ被仰下候。

一同日、岩本・大谷水奉行被仰付、御越被下様ニと以書状御断申上候、使岡本半九郎弟。

一廿九日夜ル五つ、幸介様より御書参候、(宝永六年)丑年造酒正様御膳米、最前被仰付候処ニ未払不申、急ニ払申様ニ被仰付候、奉畏御返事廿九日ニ仕申候。

一五月朔日朝六つ半、甚大夫様・幸助様御書、廿七日ノ御書湯村より参申候、御郡中商人棒役之儀(後筆「丑ノ年三年跡」)前被仰付候通、弥今年より被仰付由、依之商人吟味仕相極、急ニ書付指上候様ニ被仰付候、御請ノ御返事仕候ハ、五月七日ニ御郡中寄合吟味仕候、棒札奉願候者老人も無御座候、書付別紙有、細川・岩戸も得札取不申、彦右衛門状右帳(箱)はこ二有。

五月朔日

一田後村弥兵衛・又七・茂兵衛・半六・権七・新兵衛・藤右衛門・与三兵衛・

三吉・庄三郎・仁三郎以上拾老入、雲州へしよ(商)うばい(力)ニ参度由御断申候。

一陸上村糺米五斗(宝永六年)丑年分払、清水五郎左衛門様御請取持参、うけ取申候、

五月二日手形湯村四郎左衛門ニ相渡し候、使海士久左衛門五月十日。

一蔵見村より御膳米壹斗(虫語)升(宝永六年)丑年分払、清水五郎左衛門様御手形、五月三日ニ請取、此手形ノ替りニ新井より八升払申候、岩本より七升、右御表様分ヲ造酒様へ払申候付、手形ハ湯村ニ遣申候(箱)、五月十日ニ遣、使海士久左衛門、請取返事不参候。

五月二日

一水奉行之儀以書状申上候、幸介様御返(箱)候ハ、同三日ニ又今老入岩本ニ被仰付被下候様ニ、以書状申上候。

五月四日ニ持参請取申候

一栗谷村より御膳米払申御手形、造酒正様へ払候、田中忠兵衛様御手形。

一浜大谷村新川御普請御用ニ、御郡中木挽ニ被仰付、新川ノ埋樋被成候、洗

井村徳右衛門・馬場多平次・白地半兵衛・町浦留分四郎・院内吉右衛門・

栗谷又平次、外ニ銀山ニ老入御座候、町浦留ニ茂作御座候(箱)人共、此外ニ

備前より平四郎と申者参い申、老入遣申候。

前銀百五匁、御下奉行与大夫殿以手形(錢)に相渡し申候、五月四日。

五月四日

一岩本村清三郎と申者、御小人ニ罷出度由願申二付、則書物ニ奥書仕遣申候、

高橋団蔵様当御表様へ御奉公、庄や状有。

一(見せ消)「造酒正様」(宝永六年)丑年分御膳米貳斗払申御手形、小羽尾村分御表様

手形ハゆ村四郎左衛門ニ遣申候、五月十日使海士久左衛門。

一八重原村善兵衛と申者、五月三日ニ御小人小屋ニ而、盗仕欠落仕ル断参候、

血判之時相願い申血判も未仕由ニ候、すい(附分)ぶん相尋候様ニと申付候、五月

五日ニ断参候、使与一左衛門、六日ニ尋出、血判請させ申候、其後親より

不通、又ハ御郡御追放願申候、書物ハ庄屋源藏ニ有、其後六月十日幸助様

より御書参候、親類中不通ノ願埒明、尤御郡払被仰付候御書有。

一造酒様御膳米三斗 久志羅より払御手形五月五日請取。

一御同所貳斗式升 海士村より払申手形有、五月七日。

一御同所四升 左近村より払申候。

一御同所貳斗五升 細川より払手形有、右同日。

一御同所壹斗 浜大谷村より払申候。

一御同所貳斗六升 左近村より払手形。

一御同所三升 岩本より払申候。

五月十二日四郎左衛門状有、目録共二。

一御同所払手形六斗六升、四郎左衛門より請取申候、内四斗式升岩常、八升池谷、八升小田大谷、八升新井払申候。

一御同所払四升 岩本五月十六日持^{（出題）}□。

一海士村久四郎と申者、西国順礼二罷出度由願上付、聞届、往来手形遣申候、尤御田地ノ構無之二付、左之通申付候、五月七日手形遣、帰りうけ取。

五月七日

一本浦留村「^{（空 白）}」と申者、年罷寄渡世成りかたく^{（難く）}二付、且那寺御頼髮剃仕度由願申二付、聞届遣申候。

五月八日

一楠城村甚左衛門より状被越候、江州和中散売状持参申候、安田分蔵様より御頼之由被仰渡越候ゆへ、組頭衆二状ヲそへ遣申候。

一三拾六ふく（後筆「十式文ツ、」）徳兵衛取申候

内、壹ふく 牧谷多兵衛取分

同廿ふく 田後庄屋甚兵衛取分

同十五ふく 浜大谷庄や・年寄取分

此内式ふく 自分

外二四分きんたん円牧谷多兵衛取分、我等名代也。

一岩常二郎平より、去春御巡見様御越被為遊候時、湯村御茶屋へ出申候、村々御用銀高四目七分九厘之由、此内二而廿式匁、村々庄や衆より出し被申はづノ奉賀銀、壹匁ツ、割有之哉、此分引メテ十八匁七分九厘、五月十日

二郎平より持せ被越、請取置申候、重而四郎左衛門二村々ノ人夫高八有之哉尋、相渡し候様と申越候、二郎平状有、四斗七匁九厘ノはづ所二、指引六匁三分未参候、書付有。

一此時久四郎も^{（幾）}に十匁参候、七月五日二久四郎相渡し申候、以上。

一大羽尾村勘兵衛と申者ノ家二而、勘兵衛留主二（後筆「ほそき」）世倅共鹿抹仕出火いたし、家数廿五軒焼ケ申由、五月十一日朝五つ過^{（過）}ノ之由、則其日以書状、甚大夫様・幸助様へ御断申上候、十二日ノ朝指出状指上申候由、手あやまち二相極、村中少も申分無之段、書上二而申越候様二被仰下、則我等も大羽尾二参い申候ゆへ、書物いたさせセ、私共奥書仕、組頭岩本勘七二もた七十二日上ケ申候、埒明申候、勘兵衛事庄や二預ケ置申候、以上、別紙二埒明書付有。

五月十七日

一大羽尾理右衛門・次三郎、佐平次・三郎四郎、右火事二逢不申者二、火事人家も得立不申断り参候、我等五月廿二日二御断二罷出御願申候へハ、壹

人二御米五斗ツ、以上十六人二八石、御勘定場より利足ノ三年賦二御借被遊候由、則廿七日二証文相調、大羽尾庄や伝左衛門二指上申候、先二六月

五日又鳥取御渡□由被仰下候、御状有。

五月十八日手形遣

一麦式斗壹升八合大谷村より御年貢麦請取申候。

五月廿二日

一同三斗八升五合高江より請取

同晦日

一同五斗七升七合八重原より請取候

六月朔日

一同七斗七升六合蔵見より請取

同日

一同四斗二升九合左近より請取

同日

一三斗八升式合 栗谷より請取

同日

一同四斗三升壹合南田より請取

同日

一同三斗四升九合中村より請取

同日

一同四斗六升六合久志羅より請取

一同七斗九升五合湯山より請取

此方二請取麦 合四石八斗壹升八合此代百目三分七厘五毛此外銀納二仕候。

安次・久左両組請取書上候、七石五斗六升七合。

一十九日夜ル五つ、御郡様より御書参候、此度年号開改正徳と御改り申由被仰出、早速村々二申渡し判形取置申候。

一廿日晚七つ下刻二、幸介様御書、廿日ノ巳刻ノ御書相届申候、町浦留大工重右衛門儀、明廿一日二於御会所十右衛門口御聞被遊候間、庄や二明朝召連参候様二被仰付候、早速申遣、御返事も奉畏候段申上候、廿一日二町浦

留庄や五左衛門召連参申候、御会所二而口御聞被遊、其後すぐ二岩井二又
籠舎被仰付候。

一御勘定御役人岸本庄助様・小栗安兵衛様・安田分蔵様・小山七郎左衛門様・
山瀬平次郎様・清水兵四郎様・西村定六様五月廿五日二廻り申候。

御年貢麦ノ覚

畝数八十五町三反六畝

一八石五斗三升六合 勘七組

畝数四十三町七反七畝三分

四石三斗七升七合 安二郎組

代百七十八匁六分式り六月八日二請取

畝数三町壹反三畝十二分

一三石壹斗四合 久左衛門組

触下麦惣

麦合拾六石壹升七合 指引五合過

内拾六石壹升式合 下構御定り之御年貢麦

代三百三拾三匁五分八_リ三_リ 九斗六升二付廿目かへ

五月廿二日二御状参申候、六月十日切二申様

二被仰付候

麦数毎年

八石五斗三升六合 勘七組

三匁五分八_リ三毛廿目かへ

四石三斗七升七合 安二郎組

三石壹斗四合 久左衛門組

畝数三百拾四町五反壹畝也

一御郡中麦御年貢高三拾壹石四斗五升壹合

内拾五石四斗三升九合(見せ消ち「五斗式升」) 上構ノ分

同拾六石壹升式合(見せ消ち「五石九斗三升壹合」) 下構分 毎年之通

之由四郎左衛門状有

五月十一日

一池谷十郎兵衛より蔵見忠兵衛二三年跡二銀百式拾目借申由、惣而借り米銀、

去々_(宝永六年)丑ノ年三年賦二被仰付候、然所二少も払不申候由、十郎兵衛より指込

払候様申付くれ候へと、口上書ヲ以申来候、六月六日二湯村二而兩人出合

承、当秋忠兵衛其村二い申候ハ、払申様二申付候。
同日

一浦留浅越平六殿より中村平四郎講出米払不申間、取立くれ候へと町浦留彦
左衛門ヲ以被仰下候、又五月廿六日二書状二而被仰付候、六月六日二湯村

二而様子聞申候、中村平四郎より浅越殿二急度払候様二申渡候、蔵見忠兵

衛ハ中村平四郎二急度払候様二申付候、右之通二而相済申候、其後平四郎

より浅越殿へ払不申二付、六月廿日二浅越殿より中村へ人被遣、諸道具二

而も平四郎より付立取可申と被仰候故、平四郎しかり、此方二而廿一日二

平四郎壹石三斗二三割かけ、当秋払可申と手形仕、浅越殿二進申候、我等

も請取立進申候と添状仕進申候、御足輕八右衛門、又ハ町年寄三大夫兩人

参候、右之状相渡申候。

一五月廿二日夜ル五つ、御郡様より御書参候、伯州河村郡片柴村源三郎と申

者、十ヶ年已前二御両国御追放被仰付候所二、当春立歸、御目附様へ目安

ヲ指上、段々不屈者二候故、村々吟味仕、急度とらへ_(捕らえ)指出候様二と被仰付

候御書有、村々庄や衆判形有、尤甚左衛門二申付、御郡之内廻り吟味仕候

様二申付候。

一五月廿三日之暮六つ時二、幸助様より御書参候者、町浦留村大工十右衛門

儀鳥取入籠被仰付候、明日七つ時分二御用場へ参候様二と被為仰付候、尤

庄屋・年寄之内一兩人も参候様二と被仰下二付、右之趣五左衛門へ状暮六

つ時二遣申候、ゆ村_(浦)へも右之通書添、則幸助様より之御状之内二入、暮六

つ二遣申候、廿四日二庄や・年寄、十右衛門ヲ鳥取二召連参、鳥取籠舎被

仰付候、尤籠賄ハ久々村より仕候二付、此度御免被遊、御公儀様より被遊候。

一御用馬銀式貫百目、宝永七寅ノ年御借仕候、

是ヲ七百目ツ、卯・辰・巳三年二返上仕ルはづ也

内壹貫目ハ、四郎左衛門触下、湯村二借り馬五足分

内三百三十二匁三分三_リツ、卯・辰・巳三年二返上之はづ

同壹貫百目ハ我等触下兩浦留二借り申候人別書付有

内三百六十六匁六分七_リツ、卯・辰・巳三年二返上仕筈

当卯ノ五年払銀七百目、五月廿七日使町浦留市介払被遣申候

上下壹所二払申候、尤此度証文調直し上ケ申候控有、五月切也

去年ノ証文二取かへ_(替え)戻り申候ゆへ写置候。

一六月二日夜ル五つ、甚大夫様より御書参候、南田村多兵衛儀、因幡志国御

追放被仰付由被仰下候ゆへ、早速申渡、組頭ノ安二郎忌中ニ而い申二付、名代ニ久志羅善兵衛ヲ（見せ消ち「細川庄や彦右衛門」）見届遣申候、岩井籠よりすぐニ陸上ニ追放仕候。

六月四日

一岩戸村利兵衛母・六左衛門母・徳右衛門女・九兵衛、以上四人出雲大社ニ参詣仕度由、願聞届遣申候。○往来手形遣戻り申候。

六月四日

一塩四俵、上山豊左衛門様より御頼被成候由、代銀拾五匁、左近甚右衛門持参被致請取置申候、四俵陸上より持参申候。

五月廿四日

一塩七俵、佐藤多賀平様より買くれ候様ニ御頼被成候、陸上より持参申候。

六月四日

一海士村分右衛門母・夫兵衛母、以上三人西国順礼ニ罷出度由、願聞届遣申候。○往来手形遣戻、歸り候。

六月四日

一海士村伊兵衛・市兵衛式人讃州金毘羅へ参詣仕度由、願聞届遣申候。○手形遣。

一四日夜ル四つ、御郡様より御書参候、此度御両国共ニ古新荒開改仰付候、則御條目も参申候、五日ニ御返答得其意申段申上候、塩見谷安二郎・久左衛門組合改相濟申二付、七月廿日ニ銀山・塩見谷ニ参廻し二入、久志羅ニ而式ケ所、中村ニ而式ケ所、高江ニ而式ケ所改見申候、別条も無御座候。

前四日ノ御返答も此時尅所ニ申上候

一五日午ノ刻、甚大夫様より御書、前二奉願候大羽尾村火事人ニ、御米八石御借被遊候、岩本御蔵ニ米無之ニ付、鳥取御蔵ニ而御渡し可被遣由被仰下忝奉得其意、御返事即日ニ申上候、七日ニ請取二年寄喜左衛門参申候、尤書状添上ケニ申候、御米八石拝借請取歸り申候付。

六日

一外村与三兵衛より黒谷村吉左衛門ニ、米四石三斗余借渡中年八年切奉公ニ候ハ、糸申候所、三年奉公仕、其後鳥取ニ罷出、給米も与三兵衛ニハ渡不申二付、与三兵衛より断申候、尤右者吉右衛門兄弟・黒谷庄屋・年寄茂兵衛共請人ニ立、組頭平大夫奥書迄有之ニ付、後吉左衛門奉公仕給米も与三兵衛ニ相渡し不申二候ハ、請人より相立可申候、吉左衛門も本郷和多

利様へ奉公仕い申由、御暇もらい兄弟共召連歸り候可申候、其上ニ而可申付候、兩人より申渡し申候。

村々ノ割書付も有之候

一浜大谷村沢新川御普請二人夫、御郡中ニ而三百人出申様ニ、御普請奉行遠藤助之進様より被仰、内百五十人ハ上構、同百五十人ハ下構、両構より出し候様ニ被仰付候ゆへ、六十五人岩本勘七組合、五十七人細川村安二郎組合、廿八人海士久左衛門組合、合百五拾人申付候、春より四月迄御普請被成、田地植付之内御赦免被成、六月六日より右之通三百人ニ而新川御掘被成候。

一こも五百枚、遠藤助之進様より被仰付、百八十枚安二郎組

百四十枚久左衛門組、申付出申候。

百八十枚勘七組

一繩五束御同人より被仰下、勘七ニ申付候。

一かま廿四枚分佐藤多賀平様、十枚分小嶋利兵衛様。

一同三荷、池田善助様刈調くれ候様ニ御頼候事。

一蒲こも廿枚多賀平様、十枚利兵衛様、かま四束林二郎様ニもたせ進申候、外ニがま八束池田善介様ニもたせ進申候。

六月四日

一陸上村源介・四郎兵衛・吉郎右衛門・長兵衛・次左衛門・平兵衛以上六人、讃州金毘羅へ参詣仕度由、願二付聞届申候、六月四日。

六月八日

一麦足尅石、四郎左衛門より御蔵岡本嘉吉様へ相渡申由、代銀廿目八分計（後筆「相帰甘めかへ」）、此方ニ六月八日ニ勘七持参請取申候、嘉吉様當うけ取手形遣し申候、勘七組合ハ勘七ニうけ取手形遣申候。

一八日暮六つ、御郡様より御書、此度馬御用二付、馬医庄左衛門御郡々廻り被申候二付、一郡中丸馬寄せ置見せ、御指図ヲ請申様ニ而被仰下、奉得其意御返事九日ニ申上候、御本書ハ湯村ニ遣申候、同時ニ陸上塩払不申二付、急度申渡払わせ候様ニ而被仰付、早速くがミニ申遣候、佐藤多賀平様・小嶋利兵衛様よりもくがミ塩ノ事被仰付候御返事仕候。

一十七拾八匁六分式り、麦八石五斗三升六合代、岩勘七ノ分、六月八日勘七より請取申候。

六月九日

一六斗六升九合、代十三匁九分四り、海土村麦代銀久左衛門より請取申候。
 壹分見立申候、為包ちんと六り持参申候。

一九匁五分八り、湯山八郎左衛門より請取、四斗六升代。

一六月十日、御年貢麦代、私構ノ分麦惣合十六石壹升貳合、代三百三十三匁五分八り、外二上構より麦足壹石、岡本嘉吉様へ相渡申由、代銀廿目八分三り此方二うけ取申候、合三百五十四匁四分壹り、使岩本勘七二持せ指上申候、御請取手形有、右帳はこ二有。

六月十日

一八重原村与三右衛門女・同八藏母兩人ぬげ西国仕候由、断来候。

一造酒正様御小人頭浜崎七左衛門殿より浜大谷文次郎十五匁・儀兵衛十五匁・与吉郎四十五匁、細川半介六十目江戸御屋敷火事蒙二付、衣類焼御奉公勤り不申二付、右之銀取立遣不申候而ハ御奉公勤り不申由被仰付候二付、当秋取立可申候間、御請被遣被下候様二申遣候。

一六月十二日、岩本村(後筆「去年之」)寅ノ暮御追放人半兵衛、所二立歸、此方二参、去年半兵衛御年貢指引違有之逢申間敷、御追放二あい申由、依之御用場迄も参可申由申来候二付、段々庄や・年寄・組頭勘七呼寄、去年内物成さん用水帳二而吟味仕候所二、庄やよりノ算用少も違無之候、尤庄や加右衛門、半兵衛追放二あい申時分、村より稲五十束米斗切七斗請取申処二、半兵衛払二立不申、庄や引込二相見へ申候、庄やも前代未聞二候、半兵衛儀去暮不足三石七斗壹升有之、御上より御米被遣候、依之庄や越度二相極り申候へハ、其米ヲ御上へ御返上申はづ候、十三日二組頭岩本村勘七鳥取へ御断二遣申候、尤書状具二右様子申上候へハ、御郡様御返書二半兵衛儀立歸り申段、前代未聞急度可申付置候、庄や手前念ヲ入吟味とげ、追而申上候様二被仰付候。

(頭注「加右衛門引込ノ手形させ置申候」)

一御水帳ヲ以段々吟味仕候所、高物成ノさん用ハ少も違無之、払方二為五拾束代米五斗、外二米七斗、合壹石貳斗庄や加右衛門引込ノ内、五升七合ハ上壹畝、嘉右衛門より水帳見違、半兵衛二入はづ、入不申分引四斗三升五合、去年岩本廻米錢半兵衛高二懸り申分引、メテ七斗壹升ノ庄や引込二極り申候、此段六月十八日二以書状申上候、とかく私作廻二御下ケ被下候様二奉願候へ共、さたのかぎり追而可申付候御返書参候、其のち六月廿二日晚七ツ上二御書参候、庄屋加右衛門儀引込有之段ぜん代みも二候、依之岩井

二入籠被仰付候、半兵衛儀御国御追放被仰付候処二立歸り申段、御法相背申二付、急御仕置二可被仰付候へ共、庄やてまへ引込有之二付、其節御免被遊、又々御追放被仰付由申来候、早速組頭勘七よひ付急度申渡候、則御返答奉得其意候段申上候。

一岩本村半兵衛、去冬三石七斗壹升不足二付、御追放被仰付候、其米御上より御延被遣候所、其外二八村二弁も懸り不申二付、右之米半分、壹石八斗五升五合村二かけ、取立返上仕候様二被仰付、則六月十三日使岩本勘七二私預り手形指上申候、庄や加右衛門二請とり申候。

一同日、御郡様より御書、去冬酒運上払手形大塩五郎丞様返扱有之候哉、又ハ瀧源助様御請取手形二而候哉と被仰付候ゆへ、四郎左衛門二其様子具二御返事致被申候様二添書いたし、湯村二遣申候。

六月十四日

一助之進様よりこも又五百枚被仰付

百四十枚安二郎組 百四十枚久左衛門組

百八十枚勘七組 右之通申渡候。

同日

一御普請場二大奉行様、下奉行衆四人大勢二付、たゞ三疊勘七組、五疊安二郎組、式置久左衛門組、右之通申付出させ申候。

六月十六日

一岩常村平右衛門、去冬御年貢不足可仕様無之米六石有之、二郎平作廻二而、内三石八くりや茂右衛門、内壹石ハ二郎平、内壹石ハ村中として出、残り壹石平右衛門二作廻被致候様二と被申、御年貢仕廻申候、藏四ヶ所売券書物二郎平より相調、平右衛門判形被致候様二申候処二、平右衛門仕間敷と申候へ共、二郎平より悪敷不仕と申判形相済候、然ル所二当六月二庄やより、平左衛門酒蔵ヲ鳥取いづもや六兵衛二百四十目二売申由、平右衛門ハ中々売申事不成と申公事二成、四郎左衛門より段々せんき仕候へ共埒明不申、六月十六日二此方二而様子聞申候、尤湯村兵二郎・新井村源蔵も高住組頭市兵衛も長郷同平大夫出合申候、我等申付様ハ、二郎平・茂右衛門四石ノ米ハ一家ノ事ゆへ、仮払不申而も急度取申覚悟二而ハ無之由、然ハ村ノ壹石二酒蔵壹ヶ所売申様二成り申候、村ノ壹石ハ平右衛門只今払、藏ハ其まゝ置、いづもやかい申時分岩常日用やとい申由、其為代と三十目、平右衛門・庄や・年寄より半分ツ、弁、いづもや二相渡可申候、則四郎左衛

門・私よりもつれ有之候間、蔵買不被申候様二と以書中申遣候、二郎平・平右衛門申分も不致候様二と両方申なだめ、則私宅二而中(仲直り)なおりいたさせ埒明申候、段々外二□様子有之出入成り申候、其後いづもやへ庄や参候へ共同心不仕由二、四郎左衛門より指図之由二而、平右衛門より重而若蔵売候ハ、平右衛門・庄や二相断売可申段、庄や当二手形仕庄や二相渡、庄やよりいづもや当二奥書仕せ埒明申候。

一 六月十四日、甚大夫様より御書、在借銀米証文急二差出候様二被仰付候、当月末二判形御改二御出可被遊被仰下候。

庄兵衛様・おとな殿・山本源助殿と申候

一同日、溝口庄兵衛様より御書参候、私構ノ鳥札御運上銀、去年分未相済由、急度取立指し出候様二被仰下候、若矢部喜兵衛様・早川重左衛門様へ相払申候ハ、右之請取手形急差越候様二被仰下候、八郎左衛門二相尋申候へハ、五月二矢部喜兵衛様へ銀子鳥札□(金)廿日、外二ながし(流し)もちノ札三匁、合式十三匁、其御手形御勘定場二持参、御勘定場より私当二御手形参、六月十九日溝口庄兵衛様二指上申候、使湯山年寄二上ケ申候、庄兵衛様御尋二而、おとな殿御返事参候。

一 十六日、御郡様より御書、先日被仰付候荒開改無油断可仕、其内久志羅村改、急二致帳面差出し可申候、近日罷出、改見せ可申と被仰付候、湯村二早速申遣候。

一 六月十七日二、甚大夫様より御書、造酒正様御膳米丑ノ年分三石、内式石八、残ル分請取不申、急二払わせ候様二被仰付候、当春四郎左衛門よりハ丑ノ年預り候式石ノはづと被申越候所二、右之通被仰付候ゆへ、四郎左衛門方二早速申遣候、晚七つ二御書参候、四郎左衛門より例歳造酒正様御膳米ハ式石ツ、ならでハ預り不申候、此段十八日二御返答為兩人申上候。

六月廿四日

一 御蔵御給所ノ御免帳上下巻帳ツ、二相調、町浦留村年寄三大夫二指上申候、状添上ル、尤控帳有、当年ハ四郎左衛門より致くれと申候、帳仕立様悪敷御戻し被成候、以上。

同日

一 御借米牛銀ノ証文、右同人二同日二指上申候。

内十貫五百七十三匁分式り徳兵衛方

一 牛銀拾八貫四百七拾三匁分式り

証文壹枚 徳兵衛・四郎左衛門

同七貫九百目 四郎左衛門方

内四百八十七石五斗壹升五合徳兵衛方

一 御借米七百六拾六石八斗五升五合

証文壹枚 徳兵衛・四郎左衛門

同式百七十九石三斗四升 四郎左衛門方

右之通六月廿四日二町浦留三大夫二上ケ申候、当春上ケ候当分手形不残もどり申候、青木甚大夫様・二宮幸介様あて二指上申候。

一 甚大夫様より六月廿七日夜ル子時二御書参候、陸上御用塩持参不申御手支之由、例年延引仕段、前代未聞急度申付候様二被仰下候、并湯村四郎左衛門へ急御用ノ御状すぐ二当村より遣候様二被仰下、其夜七つ半二湯村二相届申由、四郎左衛門より御返事参候。

一 六月廿七日朝六つ二、湯村鎌屋勘兵衛所二湯入壺人い申候所二、此者小刀を以自害仕候、手疵ノ改二宗旨庄や兵次郎不念有之閉門被仰付候、六日二罷出御なげ(敷)き申上候、又十日二罷出御詫申上候へ共埒明不申、同十九日二御免被遊候、廿一日二兵二郎御礼二被出候、銘々状ヲ相添遣申候。

一 七月二日岩戸灘二はせ舟(船)壹艘寄り申由、則橋津嶋や六右衛門と被申者ノ舟之由、加路御番所山崎弥二平様より六右衛門二相渡し候様二被仰下候由窺申二付、相渡候へと申付候、以上。

一 四日夜ル五つ幸介様より御書参候、大殿様御養生御叶不被遊、今日御逝去被為遊候、依之御郡中諸事穩便二仕候様二被仰付候、尤獵師五日より三日内差止申様二被仰付候、早速村々二申渡候。

一 又五日暮六つ半二御書参候、四日、五日、明六日迄三日ノ内、湯村・浦留(店口立て)ミセ口たて、戸口計明ケい申様二被仰付候、鳥取も右之通二候、早速申渡候、御返事も仕候。

一 竹内林二郎様より御頼被成、但馬芦屋村龍湖寺奉賀帳、私御頼被下候付、上構・下構不残廻し申候、控ノ別帳有、帳二付申人数合式百十八人、銀にして廿壺八分、七月三日使久四郎二而うけ取申候、内十三匁四分ハ四郎左衛門触下、八匁四分請取、我等触下両方壺所二して七月六日二私持参、林二郎様へ相渡候。

一 御山奉行高田善兵衛殿より御館山ノ書物相調、村々庄や・年寄も判形取指越候へと被仰下、則七月九日大谷村二申付遣申候。

七月十日

一 二宮幸助様より被仰付候者、殿様来ル十二日二御発駕被為遊候二付、御伝馬六疋上下へ被仰付候、内三疋者浦留留へ申付、明十一日二鳥取へ参候様二早速申付候、則幸助様より参候御書、ゆ村四郎左衛門方へ十一日明六つ二遣申候、右之三疋ハ湯村より遣申候、馬宰領二ハ町浦留清左衛門参候。一同十一日夜ル五つ、幸介様よりノ御書、御穩便二付、村々参宮人御とめ被遊候へ共、此度又勝手次第参詣いたさせ候へと被仰付候、且又諸職人宿二而細工御免被遊候由被仰付、則奉得其意御返答申上候、村々二も申渡候。

触下伊勢参宮人十四日

手形返シ申二九仕候

一 湯山八郎左衛門・兵介・権右衛門・重右衛門・長兵衛以上五人 手形遣

○ 一久志羅伊兵衛・又十郎・重次郎以上三人 手形遣

一 中村長左衛門・久四郎・勘兵衛以上三人 手形遣

一 蔵見半六・多兵衛・分六・分二郎・甚四郎・半兵衛・善六・勘三郎以上八人手形遣又

○ 一八重原平介・伝三郎・七三郎以上三人 手形遣

○ 一南田村平七娘きさ手形遣、左近二入遣申候、

平左衛門も跡願承聞届遣候、此方二ハ式人断申候

○ 一海士村伊左衛門・半四郎・半左衛門・九市郎・夫兵衛・加兵衛以上六人手形

一 陸上吉左衛門・甚左衛門母・権四郎・半七・久三郎・しも・なつ・きく・伊兵衛田河内也以上九人手形遣

一 細川又三郎・ふき・伝二郎・兵左衛門・かめ以上五人手形遣、岩戸勘兵衛・つや・ちやう手形遣又、以上八人

○ 一左近兵右衛門・伊左衛門・十兵衛以上三人手形遣、南田此村二書入遣又

一 栗谷十右衛門・千二郎以上式人手形遣又

一 浜大谷兵左衛門・勘介・三介・たつ・ちやう・きい・ちや事はる以上七人手形遣又

○ 一矢谷村勘七事勘兵衛・庄兵衛事庄左衛門以上式人手形遣

○ 一岩本半次郎・しゆん・せき以上三人 手形遣又

○ 一本浦留吉右衛門・次郎・はつ・ふり以上四人手形遣又

○ 一牧谷五郎兵衛・久四郎・安兵衛・権右衛門・忠左衛門以上五人手形遣

○ 一高江半右衛門・助二郎以上式人 手形遣又

十五日

一 大羽尾忠右衛門・権右衛門以上式人手形遣又

六月

一 千石馬老疋買調分

一 浦留清二郎買くれ

一 新井村源蔵二預ケ申候

七月

一 同老疋、細川安二郎預りノ馬かへ申候、百六十目今度ノ馬買、下□式十目おひ二遣、百四十目ノおひ銀出申候、夫馬ノ馬医庄左衛門買くれ被申候、

以上、外二高住村組頭市兵衛馬百三十式匆二而調申由、惣合三百九十式匆、

上下惣高二割符申候、御郡懸り帳二具二有。

七月九日

一 夫右衛門と同弟忠次郎と申分仕、円江寺平二郎二夫右衛門より合力式石仕由申かけ、夫右衛門聞不申処二、我等夫右衛門二いろいろ申、則書物二而埒明申候。

一 十壹匆七分五り

浦留去年分御伝馬増銀二相渡又、則二郎平・四郎左衛門より之書付も有之、勘七組ハすぐ二相渡し申由二候。

一 御郡中酒運上、例年益より内払申処へ、今年ハ御上よりも御用多御失念被遊不被仰付、銘々も失念仕候由、四郎左衛門より七月十七日二被仰付、則早速払候様二申付候、町鹿野や仁右衛門・同山田や半六・同花や勘兵衛・新井くりや源蔵。

一 七月十九日夜九つ時二、幸介様より御書、在々仕懸り普請御免被遊之間、勝手次第二仕候様二被仰付、則申渡候、尤奉得御意御返答申上候、以上。

一 七月十八日、甚大夫様・幸助様より御書、此度在商人免札遣候二付、別紙之通被得其意、村々小百姓迄申付候様二被仰下、則御書受、ゆ村四郎左衛門方へ十八日明六つ半□御條目御書共二遣申候、免札所持不仕商人二売買不仕様二と被仰付候。

一 廿日二、塩見谷地改廻し二罷出申候、高江村二而老ケ所、中村二而式ケ所、久志羅村二而式ケ所廻し二入見申候、尤下構組頭衆不残召連参候、上構組頭衆之被参候而帳面ノ仕立様見申候。

一 同日二、御普請奉行遠藤助之進様御越、廿一日より新川ノ御普請二御取懸

り被成候、村々人夫出し申候。

一廿二日暮六つ半、幸介様より御書、本庄村御給人伊庭安太兵衛様・平野喜四郎様御兩人、此度給所被召上、御蔵米二成り申候、御蔵帳二入申様二被仰付候、并早米外払不仕候様、厳敷申付候様二被仰下候、是又酒運上例年盆より内二払申候、急々二払わせ申様二被仰下候。

一同日、御穩便五十日迄二而御免被遊候由被仰下候、右之御返答奉得御意候段、廿三日二申上候。

一廿二日、佐藤多賀平様・小嶋理兵衛様御兩人より御下札御両国帳面指出候間、急々二出し候様二被仰付候、廿三日二得其意候御返事仕候。

一廿三日、早稲帳面上ケ申候、三番(早稲)わせ蔵見・栗谷・細川三ヶ所迄二有之候、畝数壹反五畝十八歩、壹石式斗盛二して米壹石八斗七升式合内五斗四升、御蔵入ハ壹石三斗三升式合、御給所此通二わけ上ケ申候、三(早稲)ばんわせ七月晦日二相願、帳面上ケ申候。

一廿六日、御郡様へ以書状申上候、岩本庄や加右衛門、六月廿二日二岩井入籠被仰付候処二相煩、此度病氣以之外二付養生仕度候間、出籠被仰付候様二と願申上候へハ、左様気色悪敷候ハ、湯村二出シ養生いたさせ候様二被仰付候、いまだ御せ(説)んぎ相済不申二付、岩本へ戻し申儀ハ成がたく由被仰下候、其通ノ後ゆ(説)村二出し有之間ハ、組頭勘七・年寄式人二預ケ置申候、尤村より出籠被仰付被下候様二と願書仕出し、御郡様へ上ケ申候。

一同日、岩本・浜大谷、当廿四日二大塩(説)參、同地二夥敷入申候、御断仕申候。一酒運上銀七月廿七日二払二參、則私状ヲ添上ケ申候、下構ノ分九百目二而候、

三十石・四百五十目 鹿野や仁右衛門

式十石・三百目 山田や半六

十石・百五十目 花や勘兵衛

内四百五十目払、御うけ取手形式枚此方有之候。

一御下札清帳、当年ハ湯村より仕立急遣申候、廿八日二指上申候、佐藤多賀平様・小嶋利兵衛様へ状ヲ(孫)へ上ケ申候、栗谷畑高六升、去々年(宝永六年)丑ノ年田方二入申二付、此度畑高六升減シ上ケ申候、然共、今年ハ成り不申由、前之通二仕候へと被仰下候ゆへ、当年ハ前之通二仕候。

一町浦留村三郎右衛門、長谷山札壹枚御公儀様より御請申居申候処、此度指

上申度由持參申上候付、七月廿八日二多賀平様・利兵衛様御兩人へ状ヲ相添返上仕候、右ノ御下札上ケ申内上ケ申候、使岩本村ノ「(空)白」、尤御下札も壹枚二付式斗ツ、ゆへ、町浦留二而式斗減シ上ケ申候、小嶋利兵衛様御うけ取ノ御返書有。

一廿八日、幸介様より御書參候、此度殿様御弔ノ御用二莚五千枚御入用二付、構ノ内二売莚有之候哉と被仰下、早速村々吟味仕候へ共、壹枚も無御座、其段晦日二御返答申上候。

一御普請奉行遠藤助之進様より、松木長壹丈・同廻式尺廻り木三十本、構ノ内二申付候様二被仰下、十式本勘七組、七本久左衛門組、十壹本安二郎組二申付候、七月晦日。

一八月五日、青木甚大夫様・二宮幸介様御兩人、小嶋理兵衛様新川御見分二御越被遊、其日歸り二被成候、埋樋も来春御すへ被成候はづ二候、尤(早稲)いね二刈懸り申二付、人夫御用捨被成被下候様奉願、御聞届被成候事。

一同八日二、甚大夫様より御状參候、此度御弔二奥谷ノ御用二うな竹五十束、急(奥)おく谷へ持參候様二と被仰付候、内廿五束私触下二而出させ申候、又テ廿五束四郎左衛門触下二而出し被申候、八月廿六日二中川平左衛門様・木村分五郎様御兩人より御状參候、宮下村源七方迄手形越候様二被仰下候、壹枚切手二被成可被下由、則廿七日二左近村庄や甚右衛門二申付遣候、廿八束払御手形參申候。

一九日、町浦留仁右衛門・半六・勘兵衛・八右衛門・久左衛門・平九郎・太兵衛請過二仕くれ候様二と願申候、仁右衛門・半六・勘兵衛ハ例年通請過聞届遣候、残ル者共ハ請人相立候様二と申付候。

一四番・五番早稲、七拾七町三反五畝拾式歩、盛米千式百拾四石四斗八升壹合、八月十二日二帳面上ケ申候、尤控帳有之候、大谷ハ壹石五斗盛、細川壹石三斗盛二仕候、其外ハ不殘壹石六斗盛二仕候、四番八月廿日限、五番同晦日限二仕帳面上ケ申候、請過ハ引指分帳面上ケ申候、三(早稲)ばんわせハ七月晦日限二仕帳上ケ申候。

十五日

一御普請奉行遠藤助之進様より御蔵御繕之御用二竹五十本結拾束、うな拾五荷、杭木長八尺廻り・壹尺廻り五十本、明日中二出候様二被仰下候、安二郎・久左衛門兩組二申付候、四郎左衛門方二も町浦留御番所御用二、か(茅)や式百しめ・な(藁)わ五束被仰遣候由被仰下候、此方二も割符仕候、式百しめ之

内、百式十メ四郎左衛門方二割、メテ八十しめ此方より出し候へと被仰越、勘七組二申付候。

一 八月十四日夜ル五つ、御郡様より之御書参候、早米切手為替之儀前々より御法度、惣而御給所ノ払入組不申様ニ嚴敷末々小百性迄申付候様ニ被仰付候、例年ノ儀二候へ共、猥敷相聞候間、急度申付候へと被仰付候、御蔵払米減り不申様仕立、念二入申様ニ急度申付候へと被仰付、則奉得其意申候、御返答十五日二申上候、尤組頭衆へ御書口上遣、村々庄や・年寄ノ判形・書物致させ候様ニ申付遣候、書物・判形取置申候。

一 同日佐藤多賀平様より御状参候、牧谷孫左衛門へ納ノ古繩ヲ所望仕置申候間、近日浜子にて鳥取へ廻しくれ候へと被仰付候、孫左衛門へ早々申遣候、尤大谷ノ沢御普請所土樋ノ古板私取分二仕、御入用二候間くれ候へと被仰下、得其意申候御返答十五日二申上候。

一 同日御郡様より、海そうめん取集差越候様ニ被仰付候。
八月十六日

一 浜大谷水御奉行津田將監様御預り中田大夫より申仕、五月四日より御越御勤、八月十五日迄日数百疋日御勤候、則手形仕進申候控有、其村々庄やよりノ手形も有之候、十七日二十五日迄庄や共願二付聞届、留メ置申段御返答申上ル、次而有之御郡様へ御断申上候。

一 八月十六日夜ル九つ、甚大夫様より御書、此度清源寺様御葬送、来ル十九日二相究り申候、依之在中より拜見二罷出候事御法度ノ旨被仰付、早速申渡候、十七日二奉得其意御返答申上候。

一 同日十七日、甚大夫様より御書参候、十九日御葬送二付、十八日、十九日両日之内、小田谷より法美郡通牛馬おい薪売も年貢払鳥取へ参候儀、急度指留メ候様ニ被仰付、十七日ノ暮六つ二御書参候二付湯村二申遣、四郎左衛門より又小田谷へ申遣被申候而ハ、十八日ノはづ二者あい不申候ゆへ、私方より十七日ノ暮六つ二すぐ二兩人ノ状にして、本庄・川崎・太田・小田谷不残罷出不申様ニ申遣候、尤御書ハ湯村二遣申、追而御書ニ陸上塩御用場ノ分相濟不申候間、急度申付候様ニ被仰付候。

一 同日、鶴殿和泉様御内、小泉弥平太様・福庭只之進様より御飛脚参候、兩浦留・相谷・長谷四ヶ村より北国米不通二持参不申候間、申付くれ候様ニ被仰下、早速兩浦留へ申遣候、尤得其意候御返答申上候。

一 同日、佐藤多賀平様より御状参候、牧谷孫左衛門より古繩所望被成候へ、

共少二而うわぬりノすきニ被成候所ニたり不申間、今少所望仕くれ候様ニ被仰下候、并御普請所ノ土樋二古□□所望仕くれ候様ニ被仰下候。

一 岩本・牧谷兩村より御□□貢米鳥取へ持参仕候、舟二而廻シ申付、例年加路御番所入津ノ通、御郡様より御出被遊候、依之今年も願申二付、八月廿一日以書状申上候、尤勘七より願状有、則御通式枚参、勘七二相渡申候。

八月末

一 陸上平左衛門、去々年暮佐久間甚左衛門様より、塩手入米九斗六□借申候二、去年十五俵式斗式升八合八、メテ八升式合不足之由、甚左衛門様より度々被仰下候、不足早速払候様申付候。

一 八月廿一日、御用場本多金兵衛殿より、陸上塩払不足有之由、早々払わせ候様ニ被仰下、本書ヲくがミニ遣候。

一 岩本村水奉行鶴殿和泉様御預り佐左衛門と申仁、四月廿八日より八月廿三日迄相勤被申、手形を進申候。

八月

一 細川村善右衛門娘、同村清兵衛肝煎二而、高江村忠左衛門方ニ嫁二遣又はづ二相極、廿七日二遣シ申はづ二極申候所ニ、此女同村清二郎子次郎平と申者と夫婦之内約束仕居申、当月廿日之頃ニ二郎平姉ノ方ニにげ入居申候、然ル所ニ同村茂兵衛と申者安二郎方ニ奉公仕居申候、此茂兵衛より二郎平がこしおしつかミ取らせ申とて、善右衛門女ノ為ニハ、おい弥兵衛子平九郎と申者、八月廿四日ノ夕茂兵衛ヲたづね、夫兵衛所ニ茂兵衛ハ臥居申候へハ、戸ヲあけはいりふち申候、其上せんがヲ取髪も余程ぬけ申候、其内二夫兵衛、其外吉郎兵衛・分九郎孫右衛門子長太郎・かめ居合見届申候、依之八月廿七日二湯村四郎左衛門・新井村源蔵も被参、此方ニ而様子ヲ聞申候、平九郎・清兵衛仕方前代未聞ニ存候、依之せんぎ相極申候ハ、御断申上、平九郎御閉被遊はづノ処ニ、善光院御出被成、とかく公事不残御聞、理悲被仰候而ハ定而平九郎ニ急度曲事ニ可被仰付と存候、平九郎申候ハ、廿四日ノ夕酒たべ、□様ノ儀仕候も不覚候旨申由、善光院様とかく此儀者拙僧・茂兵衛・二郎兵衛、其外安二郎・庄や彦右衛門ニもわび仕埒明可申候間、取上不申分ニ仕くれ候へと、色々御取持二付、其分ニ仕埒明申候、則平九郎より段々あやまり申段手が安二郎へ相渡し申由二候、其書物ハ善光院御預り被成候由ニ承申候、尤髪ぬげふち申候ばくどうも持参見届申候。

一 八月廿九日、甚大夫様より御書参候、例年之通矢箆竹御用ニ候間念ニ入伐らせ、三尺廻り三束、御用場へ差出候様ニ被仰下候、四郎左衛門ニも申遣候へ共、ついニ矢箆竹被仰付候事ハ覚不申由被申越候、吟味仕候所ニ久左衛門組ニ而去年も出し申由、依之久左衛門組ニ申付候、たねが池ノ盛ニ有之候。

一 九月朔日、海素麵壹斗三升、使岩本より遣候、久松者之^(指)、御用場ニもたせ指上申候へハ、村尾仁兵衛様へ弘御手形参申候、河内守様御用ニ上ケ申候。

自是別帳ニ書印者也

御蔵へ蕙繩出申割符 前四郎左衛門割符之通也

一 蕙壹枚洗井 壹枚蒲生 壹枚白地 壹枚宇治

貳枚湯村 壹枚高山 壹枚新井 壹枚院内

壹枚本庄 貳枚岩常 貳枚浜大谷 壹枚小田大谷

壹枚岩本

合十六枚

一 繩七把洗井 貳わ銀山 七わ蔵見 貳わ馬場

貳わ真名 五把白地 五わ宇治 十わ湯村

三わ恩志 五わ高山 五わ新井 五わ院内

三わ高住 五わ町浦留 五わ本浦留 五わ牧谷

五わ小田大谷 三わ外村 三わ円江寺 三わ池谷

一 五わ浜大谷村 五わ岩常

合拾束、但卅繩也

宝永八卯年

(背表紙)

宝永八年日記